

参考資料

参考資料 1 . 各行政機関の調査結果

参考資料 2 . 個別事案調査 集計結果

参考資料 3 . 各府省庁人事担当課調査票 集計結果

参考資料 4 . 厚生労働省職業安定局から提出のあった主な資料

障害者である職員の任免に関する状況の通報について(平成 29 年 5 月 25 日職雇障発 0525 第 1 号 厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長通知)

障害者である職員の任免に関する状況の通報について(平成 30 年 5 月 31 日職雇障発 0531 第 1 号 厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長通知)

「障害者任免状況通報書」に関する説明会への参加並びに再点検及び報告等の依頼について(平成 30 年 6 月 20 日職雇障発 0620 第 1 号 厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長通知)

国の行政機関における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況の再点検結果について(平成 30 年 8 月 28 日)

プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインの概要

プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン

改正身体障害者雇用促進法の施行について(昭和 51 年 10 月 1 日職発第 447 号 労働省職業安定局長通達)

参考資料 5 . 国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会の設置について

参考資料 6 . 国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会による調査について(平成 30 年 9 月 13 日内閣官房副長官補室・厚生労働省大臣官房総務課事務連絡) 他の参考資料と重複している資料を除く

各行政機関の調査結果

1	内閣官房	2
2	内閣法制局	5
3	人事院	6
4	内閣府	8
5	宮内庁	11
6	公正取引委員会	14
7	警察庁	16
8	個人情報保護委員会	17
9	金融庁	18
10	消費者庁	20
11	総務省	23
12	法務省	26
13	公安調査庁	29
14	外務省	32
15	財務省	34
16	国税庁	37
17	文部科学省	41
18	厚生労働省	44
19	農林水産省	48
20	林野庁	51
21	水産庁	54
22	経済産業省	57
23	特許庁	60
24	国土交通省	63
25	運輸安全委員会	66
26	観光庁	68
27	気象庁	71
28	海上保安庁	74
29	環境省	76
30	原子力規制委員会	79
31	防衛省	81
32	防衛装備庁	85
33	会計検査院	88

(参考)各行政機関の調査結果における記載について

<項目の整理>

・各行政機関の対応状況を比較可能とするため、下記の整理により記載。

【検証委員会による調査票による調査（個別事案調査）】

- 1) 不適切計上の内訳
- 2) 平成29年通報時に在職していない者等
- 3) 平成29年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの
- 4) 平成28年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの
- 5) その他

【検証委員会による調査票による調査（人事担当課調査）】

- 1) 通報書の作成体制、問題点の整理等
- 2) 不適切計上の開始時期
- 3) 意図的な不適切計上の把握
- 4) 関係条文・ガイドラインの認識

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

<略語の整理>

名称	略語	
障害者の種類	視覚障害者	視覚
	聴覚又は平衡機能障害者	聴覚
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者	音声
	肢体不自由者	肢体
	内部障害者	内部
都道府県知事が定める医師若しくは産業医	指定医等	
人事調書・身上調書等の人事記録	人事記録	
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	手帳	

<留意事項>

- ・【平成29年通報書及び平成30年再点検結果】項目中、「対象障害者計上数」とあるのは、重度障害者を2、短時間勤務職員を0.5とするなど、各府省庁の実雇用率を算定するに当たって計上する人数であり、実人数でない。
- ・【検証委員会による調査表による調査（個別事案調査）】項目中、「調査対象者数」とあるのは、平成30年再点検において、対象障害者としての計上数が減少した者の実人数をいう。また、同項目中、「1）不適切計上の内訳」における割合（調査対象者数に占める当該対象者数）は、小数点以下第2位を切り捨てしているため、合計が必ずしも100とならない場合がある。
- ・平成29年通報書について平成30年再点検で修正がなかった省庁については、個別事案調査はない。

1 内閣官房

【平成29年通報書及び平成30年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.38	0.31	▲2.07
対象障害者 計上数	25.5	3.5	▲22.0 (うち身体障害者 人数 ▲23) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 +1)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 24名

1)不適切計上の内訳

- ・24名中24名:身体障害者(視覚14名(58.3%)、内部9名(37.5%)、肢体1名(4.1%))

3)平成29年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・24名中3名:身体障害者3名
- ・判断の根拠:「自己申告」3名

4)平成28年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・24名中21名:身体障害者21名
- ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」21名

5)その他

- ・24名のうち3名(視覚障害)は、平成29年度に、対象者の「自身がきわめて弱い視力である」という自己申告により、対象障害者に該当するものとして判断した。誤りの理由として、所属部署の担当者は、「身体障害者手帳の等級に相当する障害、または障害者雇用促進法別表に相当する障害があれば、対象となると認識していた」としている。

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「それぞれの対象障害者である職員の所属部署・課において、対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課に報告した上で、本省(府・庁)人事担当課において当該報告に基づいて平成29年通報書の作成を行っていた」、具体的には、「平成28度

調査で障害者として報告を行った者のうち、平成29年度調査報告対象日（平成29年6月1日）時点で、引き続き在職している職員及び、各部局から新規に報告がなされた者を合算して報告を行った」と回答。

○問題点の整理として、「身体障害者の対象が、「原則として」障害者手帳の1級から6級に該当する者とされており、障害者手帳の所持までは義務付けされていないものと理解できるものであったことから、障害者手帳を所持していない者も障害者として算入していたこと」と回答。

○ガイドラインに沿わない取扱いが行われた理由については、「ガイドライン本体や参照すべき事項も具体的に示されなかったことから、参考資料としての位置付けを超えないものと考えられ、その内容が十分に認識されていなかったと考える」等と回答。

2) 不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、「資料が残されていないことから、明確な時期の特定は困難であるが、少なくとも現在の内閣官房の体制が発足した平成13年以前より、そのような取扱いが行われていたと考えられる」と回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「過去の担当者に聞き取りを行ったところ、在職している職員の中から根拠なく恣意的に障害者を選定した明確な事実は確認できなかったが、一般的に、法定雇用率の上昇があれば、当然にその達成を意識し、改めて部内に本件通報への協力を呼びかける等の取組みを行っていたのではないかと考えられる」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」「ある程度周知されていた」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「身体障害者手帳の等級に相当する障害、または障害者雇用促進法別表に相当する障害があれば、対象となると認識していた」と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○障害者に当たるかについての個別の判断については、各部局において行い、本庁人事担当課においてその数字を足して提出していた。

○身体障害者に該当するかどうかについて、手帳による確認が必要だという認識

がなかった。本人から診断書等の提出は求めておらず、対象者本人からの自己申告に基づいて、担当者が、障害の有無を判断していた。法別表の該当性についても、本人からの自己申告に頼っていた。

○出向者が多いが、昔からの名簿があり、毎年、新しく入ってきた人を載せ、出ていく人を削除して名簿を更新していた。

○新しく入ってくる人については、自己申告や、毎年提出される身上調書の健康状態を記載する欄、出向者の受入れに当たっての相手方の人事担当課とのやりとりなどの情報を利用して名簿を作成していた。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「過去の担当者に聞き取りを行ったところ、在職している職員の中から根拠なく恣意的に障害者を選定した明確な事実は確認できなかったが、一般的に、法定雇用率の上昇があれば、当然にその達成を意識し、改めて部内に本件通報への協力を呼びかける等の取組みを行っていたのではないかと考えられる。なお、省庁間をまたぐ人事異動が多い内閣官房では、必ずしも個人の健康状態等を全て把握しているわけではないことから、障害を有しているが申告を行っていなかった者や、新たに障害を有することとなった者が、これら呼びかけに応じ、転入年以降の調査時に改めて自身の障害を申し出るといった事例があったところ」との回答。

2 内閣法制局

【平成29年通報書及び平成30年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.60	2.60	0
対象障害者 計上数	2.0	2.0	0 (うち身体障害者 人数 0) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 0)

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「おおむね行われていた」、ガイドラインは「おおむね参照され、ガイドラインに沿った取扱いが行われていた」と回答。

○障害者任免状況通報全般に関して、厚生労働省(職業安定局)に対して、個別に照会を行っていたかとの質問には、「算定の基礎となる職員について、休職中職員や非常勤職員(1年超勤務している職員及び1年超勤務する見込みの職員)も含まれるかを照会し、厚生労働省担当者より含まれるとの回答があった」との回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○確認できた範囲内ではあるが、平成17年以前から慣行として、採用時に手帳の確認を実施してきた。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「平成21年以降、法定雇用障害者数(1人)に変更はない」との回答。

3 人事院

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.40	0.75	▲1.65
対象障害者 計上数	15.0	5.0	▲10.0
			(うち身体障害者 人数 ▲4) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 ▲6)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 10 名

1)不適切計上の内訳

- ・10 名中6名:精神障害者(60.0%)
- ・10 名中4名:身体障害者(内部3名(30.0%)、肢体1名(10.0%))

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・10名中10名:精神障害者6名、身体障害者4名
- ・引継ぎ資料:「手帳等以外の資料」9名、「対象障害者の名簿」1名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「制度の理解が不十分で、障害者手帳の所持は原則であって必須ではないと認識していたことから、職員本人から申告された障害の状況を基に障害者数を計上していたこと」「平成28年度以前に対象障害者とされた者は、あらためて対象障害者に該当するかどうかを確認することなく計上していたこと」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「平成9年(知的障害者の雇用義務化等)以降」行われていたと回答。

3)意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの

質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ほとんど知らなかった」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「本人の自己申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)」と認識していたと回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○前年に対象障害者とされた者については、改めて対象障害者に該当するかどうかを確認することなく計上していた。

○障害者雇用率に関する制度の理解が不十分であり、手帳の所持が原則であって必須ではないと認識していた。そのため、身上調書により職員本人から申告された障害の状況、指定医等以外の医師による診断書をもとに、対象障害者として計上していた。その時々を担当者が法別表のどこに該当するかを判断していた。

○精神障害者についても、身体障害者と同様に、手帳の所持が原則であって必須ではないとの思い込みがあったと思われる。

○これまでがどうかは不明だが、少なくとも平成29年についてはガイドラインを前任からしっかり引き継いだということはない。

○厚生労働省(職業安定局)からの通報依頼については、毎年行われる定例の調査への対応という認識で、関連する法令の内容を確認することなく、従前からの取扱いが正しいという思い込みのもとで踏襲したことが問題と考えている。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「各年の実雇用率については、新規採用された職員及び既に雇用されている職員について、毎年の身上調書による手帳の有無、障害の状況等の把握に加え、交通事故による後遺障害の残存、うつ病による病気休職、障害者年金の受給等を契機として、対象障害者に該当するか否かを個別に判断して計上した結果である」との回答。

4 内閣府

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.37	1.14	▲1.23
対象障害者 計上数	56.0	29.0	▲27.0
			(うち身体障害者 人数 ▲18) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 ▲14)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 40 名

1) 不適切計上の内訳

- ・40名中23名:身体障害者(聴覚10名(25.0%)、視覚8名(20.0%)、肢体4名(10.0%)、内部1名(2.5%))
- ・40名中17名:精神障害者(42.5%)

2) 平成29年通報時に在職していない者等

- ・40名中2名(身体障害者1名、精神障害者1名):平成29年通報時において、在職していなかった者(いずれも退職者)

3) 平成29年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・40名中30名:精神障害者16名、身体障害者14名
- ・判断の根拠:「指定医等以外の診断書」14名、「人事記録」9名、「医療記録」7名

4) 平成28年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・40名中8名:身体障害者8名
- ・引継ぎ資料:「手帳等以外の資料」8名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において対象障害者の判断から通報書の作成まで行っていた」場合と、「対象障害者の所属部局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課にて、対象障害者の判断、本省(府・庁)への報告を行っていた」場合との両方が存在と回答。

○問題点の整理として、「平成29年5月通知では「原則として」等と記載されていた

ことから、手帳の確認自体が必須であるとは認識していなかった」「誤解のないように、情報提供や計上支援を丁寧に行っていたとありがたい」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、「10年程度は現在のような取扱いが行われていた可能性がある」と推測される」と回答。

3)意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4)関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」「ある程度周知されていた」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「一部の部局では行われていなかった」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外にあたる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい」「平成29年5月通知では「原則として」等と記載されていたことから、手帳の確認自体が必須であるとは認識していなかった」と認識していたと回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○法別表に該当するかの基準について、現在の担当者は前任にやり方を倣っており、計上対象の範囲についても、過去の事例を参照しながら判断していたと考えられる。

○手帳の所持者のほか、手帳の所持が不明であっても、職員が自らの健康状態等を申告する職員調書の記載等から、該当すると考えられる者を障害者として計上していた。職員調書において、医師の診断が推察される記載があり、1級から6級のいずれか、又はこれに準ずる障害があると考えられる者については、その記載を根拠に計上していた。調査依頼文書の記載をみる限りは、手帳の確認自体が必須であるとは認識されず、また、実態上、1級から6級に準ずる障害程度と考えられるものは計上対象としていた。

○精神障害者については、厚生労働省(職業安定局)からの通報依頼通知をちゃんと読んでおらず、うつ病等の精神疾患を、医師の診断書の確認をもって計上していた。

○在職していない職員2名(いずれも退職者)については、前年の名簿を誤って転

記してしまったという単純なミスである。

- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「平成29年5月25日付の厚生労働省の調査依頼文書によると、「身体障害者とは、原則として(中略)身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者」とされている。「原則として」とされていたことから、例えば、職員が自らの健康状態等を申告する職員調書において、医師の診断が推察される記載があり、上記1級から6級のいずれかまたはこれに準ずる障害があると考えられるものについては、実際に人事上の配慮を要することもあるが、その記載を根拠に計上対象としていた。調査依頼文書の上記記載をみる限りは、手帳の確認自体が必須であるとは認識されず、また、精神障害者も同様に認識しており、厚生労働省のガイドラインに合致しない手法で計上していた。こうした中で、結果として法定雇用率を超えていた」との回答。

5 宮内庁

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.43	1.08	▲1.35
対象障害者 計上数	22.5	10.0	▲12.5
			〔うち身体障害者 人数 ▲14〕
			〔うち知的障害者 人数 ▲1〕
			〔うち精神障害者 人数 +1〕

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 17 名

1)不適切計上の内訳

- ・17名中16名:身体障害者(視覚15名(88.2%)、聴覚1名(5.8%))
- ・17名中 1名:知的障害者(5.8%)

3)平成29年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・17名中1名:知的障害者1名
- ・判断の根拠:「障害者手帳」1名

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・17名中16名:身体障害者16名
- ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」16名

5)その他

- ・17名中1名が、障害者手帳を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は「ガイドラインで示された適切な方法で入手したものではなかった」1名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「従前から行ってきた処理をそのまま行ったことによるものと思われる」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、「元担当者に聞き取りを行った結果、少なくとも平成11年度には同様の取扱いを行っていた」と回答。

3)意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4)関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」、対象障害者の範囲は「一定程度認識」しており、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において、身体障害者の判断について記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい」「客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい」と認識していたと回答。

○障害者任免状況通報全般に関して、厚生労働省(職業安定局)に対して、個別に照会を行っていたかとの質問には、「平成26年1月頃、旧除外対象職員中に、障害者としてカウントできる者がいる場合、カウントしてよいかを照会し、厚生労働省担当者よりカウント可能との回答があった」との回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○対象障害者の計上に当たっては、職員全員分の健康診断をチェックしたというわけではなく、計上していた対象障害者が抜けた場合、法定雇用率を超えるまで、まずは新規採用職員の健康診断結果を見て、対象障害者が抜けた分を計上していたが、それで足りない場合はさらに遡って調べて補填をすることも行っていた。

○聴覚障害者1名について、数値のみを見ると法別表には該当しない数値であり、誤って計上したものをずっと引き継いできているのではないかと推測される。

○健康診断結果の数値をもとに、視力は裸眼でいいとの理解のもと、法別表、厚生労働省(職業安定局)の通報依頼に添付されている身体障害者程度等級表に該当するかを確認してきた。それまで引き継いできた名簿がそういった形で既に整理されていたものであり、裸眼でいいという理解のもと、進んできた。

○在職する担当者に確認できた平成11年度以降については、健康診断の結果に基づいて計上していたというのが実態である。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「従来からの認識により、職員本人から障害者となった

申出、障害者手帳の提示があった場合や、健康診断結果に基づいて対象障害者と判断した場合には計上を行った」との回答。

6 公正取引委員会

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.23	2.05	▲0.18
対象障害者 計上数	18.0	17.0	▲1.0
			〔うち身体障害者 人数 ▲1〕
			〔うち知的障害者 人数 0〕
			〔うち精神障害者 人数 0〕

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 1名

1)不適切計上の内訳

・1名中1名:身体障害者(内部1名(100.0%))

2)平成29年通報時に在職していない者等

・1名中1名(身体障害者1名):平成29年通報時において、在職していなかった者(出向者)

5)その他

・回答のあった1名は、平成29年6月時点で在籍していない者である。誤りの理由は、「平成29年7月に、平成29年6月1日時点の当委員会の対象障害者の職員数を計上する際、対象障害者の出向形態によって、対象障害者の職員数の計上方法が異なる点について確認を怠ってしまい、平成28年7月の通報時と同様に、当該対象障害者を当委員会の職員として計上してしまったもの」とされている。

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「対象障害者の出向形態によって、対象障害者の職員数の計上方法が異なる点について確認を怠ってしまい、当該対象障害者を当委員会の職員として計上してしまったもの」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、「平成29年6月1日時点での計上の際、対象障害者が出向した場合の取扱いについて確認を怠ってしまった」と回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「他省庁に出向した対象障害者を誤って計上してしまったものであり、雇用率を引き上げるために意図的に行ったものではない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「おおむね行われていた」、ガイドラインは「おおむね参照され、ガイドラインに沿った取扱いが行われていた」、「平成16年以前より適切な方法で障害者の把握・確認が行われ」ており、ガイドラインの策定に当たって「見直しの必要はなかった」と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○障害者の確認方法については、従前から各種手帳によって確認するということができないものと認識しており、そもそも「原則として」の例外というものがあること自体の認識がなかった。厚生労働省(職業安定局)の文書の注で、診断書をもってもかえることができる点があるが、その点までは思い至ることはなく、当然手帳を持っている人でないとカウントをしてはならないと思っていた。手帳以外のもので障害者であることを立証することのほうが違和感を持つ。

○引継ぎの際にも前任から手帳による確認が必要と伝えられた。

○うつ状態とか精神上的の問題がある職員について障害者としてカウントをできるのかということは、できないというのは昔からわかっていたので、手帳により確認を行っていた。

○新規採用の際に、障害者を雇用する努力を長年続けており、継続的にその努力を続けていかなければ、法定雇用率の達成は難しい。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「既に雇用されている職員から、障害者手帳を取得したことの申出があった場合、当該職員を新たに対象障害者として計上することはあるが、法定雇用率を充足するために、既に雇用されてる職員の中から、障害者手帳を所有していない者を新たに対象障害者として選定し、計上することは行っていない」との回答。

7 警察庁

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.41	2.41	0
対象障害者 計上数	51.0	51.0	0 (うち身体障害者 人数 0) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 0)

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「対象障害者の所属部局・課を担当する人事担当課等において、対象障害者であることの判断を行い、報告に基づき本省(府・庁)人事担当課において通報書の作成を行っていた」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」「おおむね周知されていた」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「おおむね行われていた」、ガイドラインは「おおむね参照され、ガイドラインに沿った取扱いが行われていた」と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○障害者の確認作業は、附属機関、地方機関含め、これらに任せることなく、すべて本省人事係で、手帳の写しを取って確認し、依頼通知文書やガイドラインに沿った確認を徹底している。

○「原則として」の例外である指定医等の診断書による確認も検討したが、プライバシーの問題との兼ね合いもあり、手帳による確認のみを認めるという対応となった。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「既に雇用されている職員からの障害者手帳を取得した申し出があった場合には計上しているところ」との回答。

8 個人情報保護委員会

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	0	0	0
対象障害者 計上数	0	0	0 (うち身体障害者 人数 0) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 0)

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「おおむね行われていた」、ガイドラインは「おおむね参照され、ガイドラインに沿った取扱いが行われていた」と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○本来、法定雇用率を充たす対象障害者任用数が2名であるところ、平成29年6月1日時点において0名であったが、現在は3名(うち平成29年度採用2名、平成30年度採用1名)の障害者を雇用し、法定雇用率を達成している。

○現在、障害者の採用に当たっては、募集要項に障害者雇用と明記し、障害者手帳等の所持も記載している。また、採用の面接時も障害者手帳等の写しを確認させてもらっている。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「平成29年6月1日時点においては、当委員会が新しく設立された組織であり、職員数が急激に増加したという事情もあり、法定雇用率未達成(0名)でありました。平成29年度中に2名の障害者採用を行い、法定雇用率を達成しており、また、平成30年度にはさらに1名の障害者採用を行い、平成30年度以降の法定雇用率も達成している」との回答。

9 金融庁

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.42	2.42	0
対象障害者 計上数	39.0	39.0	0 (うち身体障害者 人数 0) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 0)

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」、対象障害者の範囲は「一定程度認識」しており、手帳の等級によって判断する取扱いは「おおむね行われていた」、ガイドラインは「おおむね参照され、ガイドラインに沿った取扱いが行われていた」、「平成16年以前より適切な方法で障害者の把握・確認が行われ」ており、ガイドラインの策定に当たって「見直しの必要はなかった」と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○対象障害者の人数が少なく、秘書課で把握できる範囲の人数であるので、毎年秘書課で通報の精査をして提出している。

○雇用障害者は非常勤の者が多いが、毎年採用する際にプライバシーに配慮しながら障害者手帳を確認し、次期の通報の際に計上して報告している。更新の際は再採用という形になるので、改めて手帳も提出していただき、写しは保存してある。

○非常勤職員の公募や、障害者支援団体へ依頼・相談して紹介してもらう方法により、計画的に障害者を採用している。これらの方法による新規採用の際に手帳を確認している。

○既に雇用していて途中で対象障害者となった者については、人事面で話を聞いたりすることが多いので、秘書課としても把握している。

○手帳で判断をする以外に例外があることについては、これまで認識しておらず、指定医等の診断書等で判断している例はないと考えている。原則に対しての例

外を自分たちで考えて、何かの幅を作ってそこにカウントしようという発想は最初からない。基本的に手帳のある人をカウントする。

- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「既に雇用されている職員からの申出により、個別に障害者手帳を確認した上で計上を行った」との回答。

10 消費者庁

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.54	0.12	▲2.42
対象障害者 計上数	10.0	0.5	▲9.5 〔うち身体障害者 人数 ▲8〕 〔うち知的障害者 人数 0〕 〔うち精神障害者 人数 ▲1〕

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 10 名

1) 不適切計上の内訳

- ・10名中9名：身体障害者(内部6名(60.0%)、視覚2名(20.0%)、肢体1名(10.0%))
- ・10名中1名：精神障害者(10.0%)

2) 平成29年通報時に在職していない者等

- ・10名中1名(身体障害者1名)：平成29年通報時において、在職していなかった者(退職者)

3) 平成29年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・10名中9名：身体障害者8名、精神障害者1名
- ・判断の根拠：「人事記録」9名

5) その他

- ・「平成29年通報時において、在職していなかった者」1名については、平成28年度末で退職していたが、「前年の身上申告書に基づいたため、3月末の退職を見落として計上してしまった」とされている。

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「法令の理解が不十分なまま、前任者が実施してきた方法により対象者を計上してきた」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、「平成22年の通報」から現在の取扱いが行われていた(※消費者庁は平成21年9月発足)」と回答。

3)意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「平成29年5月25日付発注においても、「原則として」との記載があったことから、身上申告書において、各自の健康状態につき、病名等の記載があり、障害者等級のいずれか又は準ずる障害があると推測されるものについては、その記載を根拠に計上対象としていた。調査依頼文書の記載から障害者手帳等の保有が必須であるとは理解せず、また精神障害も同様の考えで処理したため、結果的に厚生労働省のガイドラインを十分理解したとはいえない手法で計上し、結果的に法定雇用率を超えることとなっていた」と回答。

4)関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ほとんど知らなかった」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい」「本人の申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)」と認識していたと回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○「原則として」の例外を広く解釈しており、今回の問題発覚により、初めて手帳の確認が必要であることを認識した。

○職員から提出される身上申告書に、健康状態について記載する欄があり、そこには法別表と同様の項目を記載するようになっていて、病名等も含めて記載できるようになっている。担当者が、その部分を見て、喘息なら呼吸器の障害などといった判断をしていた。等級表の何級に該当するかまでは考えていなかったと思われる。

○平成29年度に新たに計上したのは6名である。名簿により引き継いでいたが、毎年身上申告書を元にピックアップしており、前年に計上された者をそのまま計上するわけではなかった。身上申告書という自己申告ベースで計上するという方法自体は引き継いでいた。

○身上申告書を元に計上していたため、身上申告書提出後に異動した職員を見落とし、平成29年6月時点で在職していない職員1名を計上してしまった。

○身上申告書での計上を行っていたため、対象職員には、目的を知らせず、同意

を得ずに、対象障害者として計上していた。

- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「平成29年5月25日付発注においても、「原則として」との記載があったことから、身上申告書において、各自の健康状態につき、病名等の記載があり、障害者等級のいずれか又は準ずる障害があると推測されるものについては、その記載を根拠に計上対象としていた。調査依頼文書の記載から障害者手帳等の保有が必須であるとは理解せず、また精神障害も同様の考えで処理したため、結果的に厚生労働省のガイドラインを十分理解したとはいえない手法で計上し、結果的に法定雇用率を超えることとなっていた」との回答。

11 総務省

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.30	0.76	▲1.54
対象障害者 計上数	110.0	40.0	▲70.0 〔うち身体障害者 人数 ▲72〕 〔うち知的障害者 人数 0〕 〔うち精神障害者 人数 +1〕

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 75 名

1)不適切計上の内訳

・75名中75名:身体障害者(視覚74名(98.6%)、聴覚1名(1.3%))

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

・75名中1名:身体障害者1名
・判断の根拠:「医療記録」1名

4)平成28年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

・75名中74名:身体障害者74名
・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」74名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において対象障害者の判断から通報書の作成まで行っていた」場合と、「対象障害者の所属部局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課にて、対象障害者の判断、本省(府・庁)への報告を行っていた」場合と両方が存在」と回答。

○問題点の整理として、「法令の理解が十分でなかったこと、担当者任せにしており、チェック体制が無かったこと、過去に計上していた者について十分な確認をせず引き続き計上していたことなどがあいまっていたと考えている」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて「少なくとも総務省発足(平成13年)以降は行われていたと思われる」と回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ほとんど知らなかった」「ある程度周知されていた」、障害者の範囲は「認識していなかった」、手帳の等級によって判断する取扱いは「一部の部局では行われていなかった」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい」「本人の申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)」と認識していたと回答。

○厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「厚生労働省の平成29年以前の通報依頼では、障害者の範囲を説明する中で「原則として」という表現がされており、この「原則」の例外に当たる場合を具体的かつ明確に示していただくことが必要だった」等と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○平成21年から平成26年まで間、実雇用率が上昇していることについては、当該期間中、採用時の健康診断に基づいて裸眼で測った視力が0.1以下の者を新たに障害者として計上したこと等により、障害者の数が増加したことが理由と思われる。一方、平成27年以降、実雇用率が下落しているのは、採用時の健康診断において矯正視力による把握に変えたこと、また、当該期間中は法定雇用率を達成していたので、新たに障害者を把握する必要性を感じていなかったことが理由と思われる。

○視覚障害とされていた74名のうち、確認方法は、入省時の健康診断結果によるものが38名、入省時以外の健康診断結果によるものが3名、本人の申告及び担当者の視認によるものが4名、根拠不明のものが29名である。

○視覚障害として計上していたものは、裸眼視力により、法別表の該当性を判断していた。法別表該当性の根拠が不十分なまま障害者として計上していた。

○手帳の確認によることなく名簿に登載された人を計上していたが、いったん、健康診断結果や自己申告によって名簿に登載された人については、引き続き名簿に載せていいと考えてしまっていた。手帳の確認や医師の診断書等の情報を保存することの意識が全く欠けていた。

○法別表に掲げる要件について、裸眼で視力を測った者も視覚障害者に入ると誤解していた者、「屈折異状」の解釈を誤っていた者、作成作業に当たり、法別表に掲げる要件を確認していない者がいた一方、法別表の要件を認識し、不自然

さを感じていた者もいたが、そうした者は、過去からの取扱いであることを踏まえその時点で是正することをせず、そのままにしてしまった。

- 各担当者とも、法定雇用率を達成する必要があることは認識していたとの回答であったが、視覚障害者が多いことを不自然と考えた者は、法別表の要件を認識していたと回答した者のみであった。記憶が曖昧であると述べる者もいるため、関係者の言い分が整合しないが、採用時の健康診断の結果等に基づいてまとめた障害者の数が法定雇用率を満たす数に達していない場合においては、担当者が知り得る範囲内において裸眼で測った視力が悪い者を更に把握し、新たな計上を行ったものと推測している。
- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「採用時の健康診断の結果等に基づいてまとめた障害者の数が法定雇用率を満たす数に達していない場合において、担当者が知り得る範囲内において裸眼で測った視力の悪い者を更に把握し、新たに計上を行っていたと推測される」との回答。

12 法務省

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.44	0.80	▲1.64
対象障害者 計上数	802.0	262.5	▲539.5
			(うち身体障害者 人数 ▲480)
			(うち知的障害者 人数 0)
			(うち精神障害者 人数 ▲31)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 512 名

1)不適切計上の内訳

- ・512名中481名:身体障害者(内部247名(48.2%)、視覚150名(29.2%)、肢体60名(11.7%)、聴覚22名(4.2%)、音声2名(0.3%))
- ・512名中31名:精神障害者(6.0%)

2)平成29年通報時に在職していない者等

- ・512名中109名(身体障害者96名、精神障害者13名):通報対象でない職員(除外職員)

3)平成29年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・512名中178名:身体障害者161名、精神障害者17名
- ・判断の根拠:「人事記録」(49名)、「障害者手帳」(49名)、「自己申告」(37名)、「指定医等以外の診断書」(29名)、「医療記録」(13名)、「それら以外の資料(障害等級決定通知書)」(1名)

4)平成28年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・512名中334名:身体障害者320名、精神障害者14名
- ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」260名、「手帳等以外の資料」52名、「手帳又は指定医等の診断書」20名、「その他の資料(手帳等以外の資料と対象障害者の名簿の両方)」2名

5)その他

- ・平成29年度に判断を行った178名中49名が、手帳を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は、「障害者であるが通報対象外の者を誤って計上」36名、「その他の理由(障害のある刑務官については、障害に配慮した職務を行わせているところであり、その職務の具体的内容を考慮した上で、障害

者として計上して構わないと考えていた)」13名

- ・平成28年度以前に判断を行った334名中20名が、手帳又は指定医等の診断書を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は、「障害者であるが通報対象外の者を誤って計上」19名、「平成29年度までは障害者手帳の写しを基に確認していたが、平成29年度末で退職しており、再点検に際しては本人の同意を確認できなかった」1名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「それぞれの対象障害者である職員の所属部局・課において、対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課に報告した上で、本省(府・庁)人事担当課において当該報告に基づいて平成29年通報書の作成を行っていた」場合と、「対象障害者の所属部局・課又は対象障害者の所属部局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課で対象障害者の判断、本省への報告を行っていた」場合との両方が存在すると回答。

○問題点の整理として、「対象障害者たる精神障害者が精神保健福祉手帳の所持者に限定されることや、除外職員の取扱いについての認識が不十分であった」「職員数の算出を誤った部分があった」「障害者の範囲や障害の確認方法につき、ガイドラインと異なる理解に基づき運用していた」「ガイドラインの内容が必ずしも十分に周知していただけていなかった」「通報内容の点検が十分されていなかった」と回答。

○ガイドラインに沿わない取扱いが行われた理由については、「官房人事課担当者が、対象障害者の範囲に係るガイドラインの記載を認識していなかったため。なお、その原因としては、対象障害者の範囲に係る記載がされたガイドライン(全体版)の周知が必ずしも十分とはいえず、対象障害者の範囲についてガイドラインと異なる表現で記載された通報依頼文書が毎年送付されていたことも挙げられる」等と回答。

2) 不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「平成17年(ガイドライン策定・国の機関について雇用状況公表)以降」行われていたと回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

- 法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」「おおむね周知されていた」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。
- 平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい」「本人の申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)」と認識していたと回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

- 身体障害者の範囲について、担当者がガイドラインの基準を認識しておらず、手帳がなくても等級表の障害に該当すると判断できれば、計上できると誤解していた。その誤解を前提としたとしても、等級表の障害に該当するとの判断は、本来、医学的見地から行われるべきものであり、医者でもない職員が障害の有無、程度を判断していたこと自体、大変不適切であったと認識している。
- 刑務官及び入国警備官の合計109人について、担当者において、一般的には障害者雇用率制度の対象とならない除外職員であることを認識していたが、手帳の交付を受けるなど、実体としては障害があると認めた上、刑務官等が人事異動によって法務教官等の除外職員ではない職員となることから、毎年の異動期に一定規模で行われているという事情も存することから、従前からの取扱い同様に障害者として計上しても許されるなどと安易に考えて、障害者として計上・報告していた。
- 除外職員109名について、対象障害者と計上しながら法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数(分母)に算入されていなかった。
- 手帳を所持しないものの精神障害者として計上した合計28人のうち、26人については、担当者において、一般的には障害者雇用率制度の対象となる障害者に該当しないことを認識していたが、実体としては障害があると認めたことから、従前からの取扱い同様に障害者として計上しても許されるなどと安易に考えて、障害者として計上・報告していたものである。その余の2人については、対象障害者たる精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限られないと誤解していた上、実体としても障害があると認めたことから、障害者として計上・報告したものの。
- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「既に雇用されている職員から障害者手帳や診断書等が提示されたことを契機として計上した事実があった」との回答。

13 公安調査庁

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.36	0.38	▲1.98
対象障害者 計上数	37.0	6.0	▲31.0
			(うち身体障害者 人数 ▲25) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 ▲3)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 28 名

1) 不適切計上の内訳

- ・28名中25名:身体障害者(内部14名(50.0%)、肢体6名(21.4%)、視覚5名(17.8%))
- ・28名中3名:精神障害者(10.7%)

3) 平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・28名中3名:精神障害者3名
- ・判断の根拠:「指定医等以外の診断書」3名

4) 平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・28名中25名:身体障害者25名
- ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」25名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「ガイドラインに拠らず、障害者名簿に基づき通報を行っていたため」、厚生労働省(職業安定局)において「依頼通知に合わせてその都度、ガイドラインの通知や説明会が開催されなかったため」と回答。

2) 不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「平成17年(ガイドライン策定・国の機関について雇用状況公表)以降」行われていたと回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ほとんど知らなかった」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において、身体障害者の判断について記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい」「客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい」「本人の自己申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)」と認識していたと回答。

○厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「通報依頼の際にガイドラインを付して照会する、毎年、説明会を開催するなどの対応がとられれば良かった」と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○7名については、過去に手帳を確認したということで引き継がれていたが、手帳の写しや同意書が確認されていなかったため、再点検の際は計上しなかった。

○精神障害者の計上について、精神障害者福祉手帳の交付対象者が日常生活や社会生活にハンディキャップがあるとされているところをもって身体障害者と同様に手帳等の所持を確認しなくても障害者と同等の障害を持っていると担当者が判断したことで通報した。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「障害者任免状況通報に関する業務の担当職員は、歴代引き継がれている「障害者名簿」に登載されている職員を通報の対象となる障害者として計上するとともに、「障害者名簿」の更新作業を行っていたが、本業務は定期的な報告であり、ルーティーン業務であったことなどから、関係法令やガイドラインを確認することがなかった。このため、担当職員において、関係法令やガイドラインの認識が十分ではなく、①障害者手帳の写しや同意書を確認しなくても算入できる、②障害者手帳の交付がなくとも他の資料により、等級表に該当する程度の障害を有すると判断できれば算入できるといった誤解があったことから、「障害者名簿」の更新作業においては、「障害者名簿」から退職者を削除するとともに、障害者手帳を所持する旨の申告があった職員を新たに登載するほか、

厚生労働省から発出される当該通報の依頼文書に添付された「身体障害者障害程度等級表」を参照しつつ、病気休職等に際して提出された診断書など指定医等以外の診断書や人事関係調書に基づいて、当該等級表に該当する程度の障害を有すると判断した職員を登載してきた。過去の担当職員によると、こうした「障害者名簿」の更新作業に際しては、法定雇用率に必要な人数は認識していたものの、意図的に法定雇用率を充足するために日常生活に全く支障のない職員等を数あわせとして選定、調整して「障害者名簿」に登載したことはなく、診断書等の根拠資料に基づいて通報の対象となると判断した職員を「障害者名簿」に登載してきたとのことであるが、実体として法定雇用率を達成するに足る人数を念頭に置いて通報の対象とならない職員を計上していたとの指摘は免れないと考える」との回答。

14 外務省

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.47	0.39	▲2.08
対象障害者 計上数	150.0	24.5	▲125.5 (うち身体障害者 人数 ▲30) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 ▲105)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 146 名

1)不適切計上の内訳

- ・146名中108名:精神障害者(73.9%)
- ・146名中38名:身体障害者(内部20名(13.6%)、肢体9名(6.1%)、視覚5名(3.4%)、聴覚2名(1.3%)、音声2名(1.3%))

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・146名中146名:精神障害者108名、身体障害者38名
- ・判断の根拠:「指定医等以外の診断書」(83名)、「人事記録」(39名)、「その他の方法(前任者の引継ぎに基づき、人事課内で確認し対象に含めた)」(24名)

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「通報の対象となる障害者の範囲について障害者手帳の所持の確認が必要であるとの認識が不十分であった」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いがいつ頃から行われていたかは、「記録が残っておらず不明」と回答。

3)意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

- 法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」、「ほとんど周知されていなかった」障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「一定程度ガイドラインに沿った取扱いが行われていたが、一部ではガイドラインが参照されていなかった」と回答。
- 平成29年5月通知において、身体障害者の判断について記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい」と認識していたと回答。
- 厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「民間企業と公的機関に対する指導等の取組の違いが、制度の理解の差に繋がったのではないか」等と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

- 人事の判断は、在外公館の職員も含めて全ての職種について、官房人事課が行っており、対象障害者の判断も官房人事課が一括して行っていた。毎年、官房人事課として把握している身上書や診断書等の情報に基づいて、障害のため通常の勤務が困難であり、人事上の配慮が必要である者について、障害者と計上し通報していた。
- 身体障害者については、身上書や診断書等の情報に基づいて、通常勤務が困難な者を障害者として計上していたが、その際、いずれも法別表に該当するかの確認はしていなかった。本人が手帳を取得しているのか否かも確認していなかった。引継ぎの名簿があり、その記載を機械的に転記していた。
- 精神障害についても、手帳を確認しておらず、診断書、身上書、引継ぎを根拠として計上していた。いかなる場合に精神障害者として計上するかの明確な基準があったとは言えないが、仕事に来られなくなっている人、仕事に来ているけれども仕事になっていない人を計上していた。ただ、おそらく症状が回復している人もそのまま名簿に掲載していた例もある。通常勤務ができるかできないかの判断は、省内診療所の医師のご判断、診断書を得て行っている。
- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「毎年人事課として把握している身上書や診断書等の情報に基づき、障害のため通常勤務が困難である者を障害者として計上し、通報を行ってきており、その調査対象年において、人事課として新たに把握した者を追加してきた。この作業を行うにあたって、法定雇用率を達成するに足る人数を念頭においていたことから、そのような計上もあり得たと考えている」との回答。

15 財務省

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.36	0.78	▲1.58
対象障害者 計上数	264.5	94.5	▲170.0
			(うち身体障害者 人数 ▲125)
			うち知的障害者 人数 0
			うち精神障害者 人数 ▲51)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 184 名

1)不適切計上の内訳

- ・184名中130名:身体障害者(内部47名(25.5%)、聴覚39名(21.1%)、肢体28名(15.2%)、視覚15名(8.1%)、音声1名(0.5%))
- ・184名中54名:精神障害者(29.3%)

2)平成 29 年通報時に在職していない者等

- ・184名中5名(身体障害者3名、精神障害者2名):平成29年通報時において、在職していなかった者(うち、2名は退職者、2名は出向者、1名は過去に在籍したことがない者)

3)平成29年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・184名中136名:身体障害者90名、精神障害者46名
- ・判断の根拠:「人事記録」88名、「医療記録」29名、「指定医等以外の診断書」15名、「手帳」2名、「所得税の税額控除のために提出された書類」2名

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・184名中43名:身体障害者37名、精神障害者6名
- ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」34名、「その他の資料(「身上申告書のほか、対象障害者の名簿」8名、「医師の診断書のほか、対象障害者の名簿」1名)」

5)その他

- ・184名中2名が、手帳を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は、「職員数の計上の際に対象区分等を誤って計上」1名、「ガイドラインで示された適切な方法で入手したものではなかった」1名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において対象障害者の判断から通報書の作成まで行っていた」場合と、「対象障害者の所属部局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課にて、対象障害者の判断、本省(府・庁)への報告を行っていた」場合との両方が存在、具体的には「本省職員については、大臣官房秘書課(本省人事担当課)で、財務局・税関職員については、それぞれの人事担当課において、対象障害者の判断を行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「障害者の把握・確認にあたり、障害者手帳を厳格に確認すべきとの認識がなかった」「身体障害者は「原則として」障害者手帳の保有者とされており、解釈に幅がありうると誤認していた」「過去、厚生労働省から特段の指導・指摘を受けていなかった」と回答。

2) 不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「昭和 35 年(身体障害者雇用促進法の制定時)頃以降」行われていたと回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「対象障害者に係る雇用率を引き上げるため」との意図によるものではないが、障害者を把握・確認しようとする過程で、「人事担当者として入手し得る資料を、対象者に目的を知らせず、又はその同意を得ずに利用して職員数を計上した」に該当するケースはあった」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」「ある程度周知されていた」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「一部では参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい」「本人の申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)」と認識していたと回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○大臣官房秘書課においても確認方法の認識が誤っており、地方支分部局におい

てもかなり長期にわたって誤った形で引継ぎを行っており、見直しの必要性を認識できなかった。上司によるチェックも効いていなかった。

- 平成29年度に身体障害者であることを確認して計上したものの、再点検によって計上誤りだったことが判明した93名について、身上申告書・健康診断結果等の書類の記載内容を改めて確認したところ、全体として、「永続するもの」の根拠となる記載はなかったこと、当該書類上に数値等の根拠が明記されていないケースもあったことから、全体について、法別表該当性の根拠が不十分であった。
- 精神障害者についても、身体障害者と同様に例外が認められるものと担当者が認識していた。例えば、うつ状態になって病気休暇に入ると医師の診断書を人事当局としても入手するので、うつであるということが身上申告書なり、医師の診断書なりで確認できれば、そこは計上する余地があるのだらうと担当者が判断していた。
- 在職歴のない1名を計上した理由について、平成29年度分の厚生労働省（職業安定局）への通報を担当した大臣官房秘書課の担当者の事務ミスによるもの。
- 平成29年通報時において、在職していなかった者5名のうち、過去に在籍したことがない者1名を除いた4名について、2名は退職者、2名は出向者。
- 昭和52年1月に通報義務が導入されたとき、労働省職業安定局業務指導課への照会結果として産業医ではなく、健康管理医の診断により判断する取扱いでよいという回答があり、当時の担当者に確認をしたところ、手帳等を厳格に確認するのではなく、身上申告書により障害者を把握した上で、健康管理医にも相談の上で、障害者と計上していた。その取扱いはしばらく引き継がれていたが、昭和の後半、平成に入る頃にかけて、健康管理医に確認するという取扱いも行われなくなり、今に至っている。
- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「歴代の担当者から聞き取ったところ、それぞれ、障害者の把握・確認方法を前任者から引き継いだ上で、その方法によって把握・確認した障害者を計上してきたとのことであり、「法定雇用率を充足するため」に、障害者ではないと認識していた職員を、恣意的に、障害者として計上した事例は確認できなかった。また、法定雇用率は平成24年6月通報分までは2.1%であったものが、平成25年6月通報分では2.3%に引き上げられているが、財務省では、この時期、①チャレンジ雇用の拡大を図っていたほか、②平成25年4月からの再任用義務化に伴って再任用職員が増加しており、これらのことが実雇用率の上昇に寄与している。他方で、別表該当性の確認がずさんなまま、毎年かなりの人数を新たに障害者として計上してきたことは事実であり、ご質問において問題意識として示された状況に当てはまると評価されてもやむを得ない面があると考えられる」との回答。

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.47	0.67	▲1.80
対象障害者 計上数	1,411.5	389.0	▲1,022.5 (うち身体障害者 人数 ▲1,070) うち知的障害者 人数 0 うち精神障害者 人数 + 14)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 1,103 名

1)不適切計上の内訳

- ・1,103 名中 1,099 名:身体障害者(内部 688 名(62.3%)、肢体 171 名(15.5%)、聴覚 123 名(11.1%)、視覚 111 名(10.0%)、音声6名(0.5%))
- ・1,103 名中3名:精神障害者(0.2%)
- ・1,103 名中1名:知的障害者(0.0%)

2)平成 29 年通報時に在職していない者等

- ・1,103 名中2名(身体障害者2名):通報対象でない職員(除外職員)

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・1,103 名中 377 名:身体障害者 374 名、精神障害者3名
- ・判断の根拠:「人事記録」(250 名)、「指定医等以外の診断書」(127 名)

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・1,103 名中 726 名:身体障害者 725 名、知的障害者1名
- ・引継ぎ資料:「手帳等以外の資料」384名、「対象障害者の名簿」341名、「手帳又は指定医等の診断書」1名

5)その他

- ・726 名中1名が、「手帳又は指定医等の診断書」を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は「除外職員を誤って計上したもの」

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「それぞれの対象障害者である職員の所属部

局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課において、対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課に報告した上で本省(府・庁)人事担当課において当該報告に基づいて平成29年通報書の作成を行っていた」と回答。

- 問題点の整理として、「障害者の把握・確認に当たって、手帳の有無について確認することまで求められていないと誤認」「通報依頼通知において、「原則として」との表記があったため、拡大解釈をしていた」と回答。

2) 不適切計上の開始時期

- 確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「平成20年(短時間労働者への適用拡大)以降」行われていたと回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

- 実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「解釈の誤りに基づくものであり、「意図的なものではない」と考えている」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

- 法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」「ある程度周知されていた」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「おおむね行われていた」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

- 平成29年5月通知において、身体障害者の判断について記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい」「本人の申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。）」と認識していたと回答。

- 厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「毎年の通報依頼の際に、内容の周知徹底を行っていただく必要があった」「雇用率の引上げ等、制度面で変更等があった際に、各省庁に対して制度の詳細について説明会等を実施するなど、より周知の徹底を図る対応が考えられた」等と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

- 各地方局の担当者及び過去の担当者に対して聞き取り及び関係書類の精査を行った結果、各局の歴代担当者は、前任者から引継ぎを受けた前年の手順に従って通報書を作成しており、これまで通報対象者として報告していた者の障害程度と同程度の障害を有していることが、診断書や人事調書等に基づき確認できた者であれば、通報対象障害者に該当するものと認識していたとのことであつ

た。もちろん、各局担当者も法別表の存在は認識していたが、法別表の障害等級を根拠に取得されるはずの手帳等の保持を「原則として」通報対象障害者の条件としつつ、例外については曖昧であったこと、また、前任者から引き継いだ過去の通報対象者の確認方法に照らしても、運用上、法別表に定める障害を有することについて厳格な判断を行うことまで求められていないと認識していたとのことであった。

- 各局に障害者の把握方法等について聴取したところ、まず、前年度の通報対象者の名簿から離職者、障害者でなくなった者を除外し、その上で、指定医等以外の診断書や人事調書の書類等から通報対象となると判断したものを加え、各局別に国税庁に報告する通報書を作成しているという実態にあった。なお、手帳等を保有していると自己申告のあった者については、障害の種類、等級について聴取しているのみで、手帳の確認を行っているケースは確認できなかった。ただし、自主的に手帳の提示があったケースはあるようである。
- 平成29年度に新たに対象障害者とされたものの人数は271名であり、そのうち身体障害者が268名（内部187名（69%）、肢体44名、視覚21名、聴覚16名）、精神障害者が3名である。内部187名のうち、80名（42%）が「うつ病」「適応障害」「統合失調症」「ADHD」「アスペルガー」といった精神疾患や、「うつ状態」「適応障害の一步手前」「不安障害」といった状態とされている者を診断書や人事調書を根拠として計上していた。
- 精神障害者3名について、手帳を持っていない方を計上していたものもあるが、うち1名は、手帳があるという申告を受けており、再点検の際に確認しようとしたが、既に退職していて確認できなかったケースである。
- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「当庁においては、これまで通報対象障害者として報告していた者の状況に照らし、診断書・人事関係調書等の記載内容を踏まえ、総合的に同等程度と判断したものについて対象障害者として報告対象としている。確認できる範囲で平成21年度以降、こうした取り扱いを行っており、特にご指摘の法定雇用率が上がった平成25年度について報告対象とした実人員が前年と比較して減少している国税局と前年より増加している国税局があり、国税局ごとに見た場合、傾向はバラバラになっている。過去の資料の精査及び担当者の聞き取りにおいても、法定雇用率を念頭に、対象障害者として調整の上、計上したケースはないとの申し立てであり、国税庁から各国税局に対して法定雇用率の引上げを踏まえ、対象障害者を幅広く計上するよう指示しているものも確認できなかった。対象障害者が増加した国税局についても、法定雇用率の引上げは認識していたが、あくまでも、これまで通報対象障害者として報告していた者の状況と同等程度と判断したものであり、これまで通報対象障害者としていた者より軽度

の者を意識的に計上していた事実は確認できなかった。他方、明確な基準を持たずに毎年、既に雇用されている職員から相当数を新たに障害者と認定し、対象障害者として計上してきたことは事実である」との回答。

17 文部科学省

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.41	0.57	▲1.84
対象障害者 計上数	51.0	16.0	▲35.0 (うち身体障害者 人数 ▲37) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 + 1)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 37 名

1)不適切計上の内訳

- ・37 名中 37 名：身体障害者(内部 11 名(29.7%)、視覚 10 名(27.0%)、聴覚 10 名(27.0%)、肢体 6 名(16.2%))

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・37 名中 32 名：身体障害者 32 名
- ・判断の根拠：「人事記録」31 名、「指定医等以外の診断書」1 名

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・37 名中 5 名：身体障害者 5 名
- ・引継ぎ資料：「手帳等以外の資料」5 名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成 29 年通報書の作成まで行っていた」、具体的には「人事課から各局の人事担当に対し、所属する職員の障害の状況に係る報告を依頼し、各局の人事担当からの報告を参考としつつ、人事課において職員の身上調書等を確認したうえで、対象障害者の最終的な判断を行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「障害者の範囲や障害者であることの確認方法について、厚生労働省からの平成 29 年 5 月通知に明示されているとおりの認識や手順により行っていたものもあるが、障害者手帳等により要件を確認するという点については、「原則として」との記載があることから、手帳による確認を必ずしも要しないと解釈し、プライバシーへの配慮等により、本人からの自己申告等を基に要件確

認を行っていたものも多くあり、通知等により示された認識による確認が徹底されていなかった。」「厚生労働省からの通知において、このような部分が詳しく明示されていれば、正しい理解や、認識によりできたのではないかと思われる。」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「平成17年(ガイドラインの策定・国の機関について雇用状況公表)以降」行われていたと回答。

3)意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4)関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「一部の部局では行われていなかった」、ガイドラインは「一部では参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において、身体障害者の判断について記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「本人の申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)」と認識していた。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○人事課から各局の人事担当に対し、所属する職員(平成29年までは常勤職員のみ)の障害の状況に係る報告を依頼し、各局の人事担当からの報告を参考としつつ、人事課において職員の身上調書等を確認したうえで、対象障害者の最終的な判断を行っていた。平成29年通報時までは、非常勤職員を通報の対象としていなかった。

○平成29年5月通知中、身体障害者のところのみ「原則として」とあり、知的障害者、精神障害者には「原則として」がないので、身体障害者には例外的なものがあるのだろうと考え、厳密に掘り下げて精査をしていなかった。本来であれば、その都度厚生労働省(職業安定局)に確認すればよかったが、手が回らず、前年のやり方を踏襲していた。

○人事課の担当者が、毎年提出される身上調書の健康状況の記載欄をもとに、法別表に当てはまるかどうかを素人の判断で行っていた。

○聴力が何デシベル以下ということは、本人が身上調書に記載していない限り、そこは確認せずに、判断していた。

○身上調書の記載内容として、具体的には、「裸眼視力が0.01以下程度の強度の

近視」「軽度の難聴。補聴器を使用」等の記載があった。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「当省においては、身上調書等に記載されている本人からの自己申告等に加え、人事担当者が把握している情報を基に対象障害者であるとの判断を行っており、歴代担当者にも確認したところ、法定雇用率を充足するため、意図的に新たな選定や調整を行った事実は確認できなかった。なお、障害者雇用に関しては、例年省内に周知を行っているが、法定雇用率が変更となる時期については、法定雇用率が引き上げられることについても周知し、省内人事担当者から広く情報提供をお願いしている」との回答。

18 厚生労働省

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.76	2.76	0
対象障害者 計上数	1442.0	1438.5	▲3.5 (うち身体障害者 人数 ▲ 4) (うち知的障害者 人数 + 2) (うち精神障害者 人数 ▲10)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 15 名

1)不適切計上の内訳

- ・15名中7名:身体障害者(肢体3名(20.0%)、内部3名(20.0%)、視覚1名(6.6%))
- ・15名中8名:精神障害者(53.3%)

2)平成 29 年通報時に在職していない者等

- ・15名中1名(身体障害者1名):平成 29 年通報時において、在職していなかった者(退職者)

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・15名中3名:精神障害者3名
- ・判断の根拠:「手帳」2名、「それ以外の資料(障害共済年金の証書)」1名

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・15名中 11 名:身体障害者6名、精神障害者5名
- ・引継ぎ資料:「手帳又は指定医等の診断書」4名、「対象障害者の名簿」3名、「手帳等以外の資料」2名、「その他の資料(医療手帳等)」2名

5)その他

- ・平成 29 年度に判断を行った3名中2名が、手帳を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は、「職員数の計上の際に対象区分等を誤って計上」1名、「手帳の期限切れ、手帳の返却の確認漏れ」1名
- ・平成28年度以前に判断を行った11名中4名が、手帳又は指定医等の診断書を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は「手帳の期限切れ」

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「それぞれの対象障害者である職員の所属部局・課において、対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課に報告した上で、本省(府・庁)人事担当課において当該報告に基づいて平成29年通報書の作成を行っていた」場合と、「それぞれの対象障害者である職員の所属部局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課において、対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課に報告した上で本省(府・庁)人事担当課において当該報告に基づいて平成29年通報書の作成を行っていた」場合との両方が存在すると回答。

○問題点の整理として、「本来「障害者手帳の保持者」等の情報は所属職場しか把握していないが、地方支分部局を含め900を超える職場があり、頻繁な人事異動もある中で、通報事務を誤りなく行うためには、各職場から本省に至る通報事務の事務フローを想定して、法律からチェックシートに至るまで多数の文書に渡る情報を集約して周知すべきであるが、これをしていなかった、通報担当部署と対象障害者の所属職場が異なる場合に退職情報等を正確に把握する仕組みが不十分であった、手帳の返納等や更新の確認ができていなかった」等と回答。

2) 不適切計上の開始時期

○確認できる範囲で以下の回答があった。

- ・平成17年度以降(2例)(いずれも精神障害者手帳の有効期限切れについて更新が確認されていなかったもの)
- ・平成 19 年度以降(1例)(手帳等の適法な書類の確認によらずに(有効でない診断書等で)計上したもの)
- ・平成 25 年度以降(2例)(いずれも手帳等の適法な書類の確認によらずに(有効でない診断書等で)計上したもの)
- ・平成 26 年度以降(2例)(医師の診断結果の自己申告で計上したもの及び精神障害者手帳の有効期限切れについて更新が確認されていなかったもの)
- ・平成 27 年度以降(1例)(手帳等の適法な書類の確認によらずに(有効でない診断書等で)計上したもの)
- ・平成28年度以降(1例)(精神障害者手帳の有効期限切れについて更新が確認されていなかったもの)
- ・適切な取扱いが行われていなかったのは平成29年度以降の事例が4例
- ・確認できなかった事例が2例

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」「ある程度周知されていた」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「おおむね行われていた」、ガイドラインは「一部では参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外に当たる場合として、都道府県知事の定める医師等による診断書・意見書によって確認することができる」と認識していたと回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○実態としては名簿で管理をしている部局がほとんどであり、最初に手帳等を確認した後は、本人の同意があれば、その後はその都度手帳等を確認せずとも良いという取扱いになっている。

○名簿に手帳等の写しを付けている場合や付いていない場合など、取扱いがバラバラになっているが、いずれにしても名簿に登載された当初は手帳を確認しているはずであると認識している。手帳の写しを付けていない理由としては、プライバシーに関する機微な情報であり、写しを保存することによる情報漏洩を避ける意味もあったと考えている。

○手帳を確認しなかったケースとしては、障害年金の受給者証、公費負担医療の手帳によって判断したもの、指定医等以外の医師の診断書によって判断したものがあつた。ガイドラインの内容をよく理解していなかった、あるいは、担当者が思い込みで計上した不適切な例があつた。

○平成29年通報時に在職していなかったものについては、名簿管理をするときに、担当者が、退職者を削除するのを忘れてしまったという事務のミス。

○過去の取扱いについて、「精神障害者手帳の有効期限切れについて、平成17年度以降適切に更新が確認されていなかった」、「精神障害者手帳の有効期限切れについて、平成28年度以降適切に更新が確認されていなかった」、「手帳等の適法な書類の確認によらずに(有効でない診断書等で)計上する取扱いが平成19年度以降行われていた」、「精神障害者手帳の有効期限切れについて、平成26年度以降適切に更新が確認されておらず、また、医師の診断結果の自己申告で計上する取扱いが平成26年度以降行われていた」ことが確認された。

○平成26年の労働者健康福祉機構の虚偽報告問題の際の対応について、職業安定局からの指示を受け、既に報告した平成26年6月1日現在における障害者任

免状況通報について、改めて責任者による報告数値の総点検を行った。総点検を実施した結果、職員数や障害者数等の実態把握のミスによる一部数値の修正（職員数－2人、障害者数±0人）を行ったものの、虚偽報告は認められず、実雇用率に変更は生じなかったところである。

- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「平成21年度以降の担当者に確認したが、そのような計上を行ったとの回答はなかった。当省においては、従前より法定雇用率を上回る実雇用率を維持しており、さらに平成20年度以降チャレンジ雇用を本格化させ、着実に障害者雇用数をのばしてきたことから、そもそもそのような計上を行う必要性がなかったものである」との回答。

19 農林水産省

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.39	1.22	▲1.17
対象障害者 計上数	364.0	195.5	▲168.5
			(うち身体障害者 人数 ▲186) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 + 7)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 219 名

1)不適切計上の内訳

- ・219名中218名:身体障害者(視覚160名(73.0%)、内部26名(11.8%)、肢体22名(10.0%)、聴覚8名(3.6%)、音声2名(0.9%))
- ・219名中1名:精神障害者(0.4%)

3)平成29年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・219名中11名:身体障害者11名
- ・判断の根拠:「視認・観察等」7名、「人事記録」4名

4)平成28年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・219名中208名:身体障害者207名、精神障害者1名
- ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」207名、「その他の資料(有効期限が切れた精神障害者保健福祉手帳のコピー)」1名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「対象障害者の所属部局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課において、対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課に報告した上で本省(府・庁)人事担当課において当該報告に基づいて平成29年通報書の作成を行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「法令の解釈等について、厚生労働省へ確認をせず、本省において判断し通報書を作成していた」「手帳の所持の確認が必須との認識が無かった」「例年同様の作業であり、毎年同じ方法で作成していた」「厚生労働省からの依頼文に手帳の所持により確認することが明示されていなかった」「依頼

文にガイドラインが添付されておらず、ガイドラインを確認しなかった」と回答。

2) 不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「平成25年(精神障害者の雇用義務化・差別禁止等)以降」行われてきたと回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」「おおむね周知されていた」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「一部の部局では行われていなかった」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において、身体障害者の判断について記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい」「本人の申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。）」と認識していたと回答。

○厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「毎年の通報依頼において、平成30年の通報依頼のように手帳の所持等について明示されていれば、手帳の所持を確認しないで報告することは防げた」と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○通報依頼通知に、「原則として」と記載され、身体障害者については必ずしも個別に手帳の所持を確認しなくてもよいと考えていた中で、例年どおりの作業なので、毎年同じ方法で作成するという運用が行われており、作業の効率化のために、特に手帳の確認によらず、引き継がれた名簿によって計上していたものと推測している。引き継がれた名簿による計上のほか、健康診断の結果、または普段の素振りなどから見て、そうではないかという職員に同意をとって計上するという運用がずっと行われていた。

○通報依頼通知で、身体障害者については、「原則として、身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者」と記述されていたため、手帳の等級に該当する、それに相当する症状があるかどうかで判断しており、法別表に該当するかは厳密に確認していなかった。

○視覚障害については、矯正視力ではなく、裸眼視力で0.1であれば計上するという運用が続いていた。

- 平成 29 年度に対象障害者と判断した 11 名のうち、7 名が視覚障害者であるが、いずれも、人事担当者の周囲にいる者のうち、眼鏡、しぐさ等から視力が悪そうな者から裸眼視力を聴取し、計上していた。
- 精神障害者は手帳所持がルールであると認識しており、手帳の所持を確認していた。ただ、1 件、手帳の有効期限切れがあった。
- 「平成 21 年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「法定雇用率の引き上げにあわせて実雇用率を短期間に引き上げるために行った事例は把握していないが、以下のとおり既に採用されている職員から新たに選定して対象障害者としていた例はある。①通報依頼文の「原則として」の部分の解釈を誤認し、人事関係調書などに基づき、個別に手帳の所持を確認せず障害を有したと判断し計上していた。②視覚障害について、身体障害者障害程度等級表の記載の確認が十分でなく、矯正視力ではなく裸眼で判断するとの運用が続いていた」との回答。

20 林野庁

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.34	1.66	▲0.68
対象障害者 計上数	93.0	80.0	▲13.0 (うち身体障害者 人数 ▲10) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 0)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 14 名

1)不適切計上の内訳

・14 名中 14 名:身体障害者(肢体7名(50.0%)、内部6名(42.8%)、視覚1名)(7.1%)

2)平成 29 年通報時に在職していない者等

・14名中6名(身体障害者6名):通報対象でない職員(週の所定労働時間 20 時間未満)

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

・14 名中 13 名:身体障害者 13 名
 ・判断の根拠:「手帳」12 名、「所得税の税額控除のために提出された書類」1 名

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

・14 名中 1 名:身体障害者1名
 ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」1名

5)その他

・14 名中 12 名が、手帳を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は、「障害者であるが通報対象外の者を誤って計上」6名、「ガイドラインで示された適切な方法で入手したものではなかった」5名(うち3名は、平成29年調査時においては対象障害者への同意を得ていたが、平成30年再点検の際に本人から直接手帳の写し及び同意書の提出をお願いしたところ、本人から提出を拒否されたため対象障害者として計上しなかったもの)、「職員数の計上の際に対象区分等を誤って計上」1名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において対象障害者の判断から通報書の作成まで行う場合と、対象障害者の所属部局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課にて、対象障害者の判断、本省(府・庁)への報告を行う場合と両方が存在」と回答。

○問題点の整理として、「年末調整で本人から提出された申告書及び前年の報告の際に作成した障害者リストに基づき計上し、本人が所持する手帳を確認しなかった」「手帳を確認していない事例があることから、ガイドラインに従った取扱いの周知に徹底を欠いた」「毎年の定型的な照会であり、照会文書文中の「原則として」「努められたいこと」という曖昧な表現が作成者の解釈の幅を広げてしまった」「年末調整の申告書以外、他に内容の点検を行う適当な資料もなく、プライバシーへの配慮から本人に毎年確認することがためられた」と回答。

2) 不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「平成25年(精神障害者の雇用義務化・差別禁止等)以降」行われていたと回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」「おおむね周知されていた」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「おおむね行われていた」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において、身体障害者の判断について記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい」「本人の申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)」と認識していたと回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○本省の職員は本省において、地方局の職員は各局において障害者であるかどうかの判断・計上しており、各局からは数字のみの報告があり、本省では集計して通報していた。

○週20時間未満勤務の者の計上誤りについては、元々通報対象であった職員が

定年により短時間勤務の再任用職員となり、だんだん勤務時間が短くなり、20時間を切ったことを見落としてしまった。

○手帳未確認の1名については、本人が幼い頃に手帳を受けていたかもしれないが、今は持っていないとのことであった。所得税控除のために提出された申告書に、具体的な傷病名の記載があり、それであれば該当するだろうと判断して計上した。

○手帳未確認の1名については、採用されたときの担当者が、外見で判断し、本人からも障害があるとの確認がとれたため、手帳を確認せず計上していた。

○担当者に聞いたところ、一部の局では、ガイドラインを読んで手帳による確認を実施していたが、多くの局では、ガイドラインがあることは知っていたが、内容まではよく認識していなかったという回答であった。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「法定雇用率はクリアしているものの、報告している障害者が定年退職となり減少することが見込まれることから、要件に該当する者が他にいないか、毎年報告に当たって再度確認するよう指導していた。報告は、既に障害者として確認している者のほか、職員から提出されている年末調整の申告書や本人への確認等により、新たに手帳の取得を確認した者を計上した」との回答。

21 水産庁

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.31	0.95	▲1.36
対象障害者 計上数	14.0	6.0	▲8.0 〔うち身体障害者 人数 ▲8〕 〔うち知的障害者 人数 0〕 〔うち精神障害者 人数 +1〕

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 8名

1)不適切計上の内訳

- ・8名中8名:身体障害者(内部6名(75.0%)、視覚2名(25.0%))

2)平成 29 年通報時に在職していない者等

- ・8名中2名(身体障害者2名):通報対象でない職員(除外職員(平成 30 年度再点検では除外職員として整理))
- ・8名中1名(身体障害者1名):平成 29 年通報時において、在職していなかった者(出向者)

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・8名中1名:身体障害者1名
- ・判断の根拠:「視認・観察等」1名

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・8名中6名:身体障害者6名
- ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」6名

5)その他

- ・非在職者1名について、「平成 27 年度(平成 27 年5月 21 日～8月 17 日)に在職していた者について、再度、水産庁に転入したのが平成 29 年6月 21 日と対象期間外にもかかわらず、誤って平成 29 年通報に計上した」とされている。

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害

者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「法令の解釈等について、厚生労働省へ確認をせず、当庁において判断し通報書を作成していた」「手帳の所持の確認が必須との認識が無かった」「例年同様の作業であり、毎年同じ方法により作成していた」「厚生労働省からの依頼文に手帳の所持により確認することが明示されていなかった」「依頼文にガイドラインが添付されておらず、ガイドラインを確認しなかった」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「平成25年(精神障害者の雇用義務化・差別禁止等)以降」行われていたと回答。

3)意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4)関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ほとんど知らなかった」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい」「本人の申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)」と認識していたと回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○毎年繰り返し行われている調査であり、通報依頼通知にも手帳等の確認について明記されていなかったため、人事担当が、前年の名簿をもとに通報書の作成をしており、手帳等の有無を確認していなかった。

○8名中5名については、手帳の確認ができず前年の名簿をもとに計上した。そのうち2名については、税控除の情報によって判断した。8名中1名については、健康診断の結果として具体的な傷病名の記載があり計上した。

○手帳の提示については、本人に対して求めづらさがあり、別の形の何らかの報告等があればよいという認識により、税控除の資料等の確認で判断していた。

○手帳の所持を確認している船舶職員2名を計上していたが、除外職員ではないかと考え、再点検では計上しなかった。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「法定雇用率の引き上げにあわせて実雇用率を短期間に引き上げるために行った事例は把握していないが、税控除情報及び健康診断の結果報告等に基づいて既に採用されている職員から新たに選定して対象障害者としていた例はある」との回答。

22 経済産業省

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.36	0.81	▲1.55
対象障害者 計上数	153.5	52.0	▲101.5 〔うち身体障害者 人数 ▲93〕 〔うち知的障害者 人数 +1〕 〔うち精神障害者 人数 ▲10〕

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 105 名

1)不適切計上の内訳

- ・105 名中93名:身体障害者(内部 68 名(64.7%)、肢体 12 名(11.4%)、聴覚7名(6.6%)、視覚6名(5.7%))
- ・105 名中12名:精神障害者(11.4%)

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・105 名中 30 名:身体障害者 28 名、精神障害者2名
- ・判断の根拠:「人事記録」25名、「手帳」3名、「他者の供述」1名、「自己申告」1名

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・105 名中75名:身体障害者 65 名、精神障害者 10 名
- ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」63 名、「手帳等以外の資料」12 名、

5)その他

- ・105名中3名が、手帳を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は、「ガイドラインで示された適切な方法で入手したものではなかった」

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「対象障害者の所属部局・課を担当する人事担当課で対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課への報告を行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「厚生労働省からの毎年の発注において、「原則として手帳を保有している者」とあり、また、これまでも長年、同じ手法が担当者間で引

き継がれてきたことから、手帳保有を明示的に確認することが必須であるという認識が不足していた」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「平成20(短時間労働者への適用拡大)年以降」行われていたと回答。

3)意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4)関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」「おおむね周知されていた」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「一部では参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい」「本人の自己申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい(客観的な資料に基づく必要はない)」との認識と回答。

○障害者任免状況通報全般に関して、厚生労働省(職業安定局)に対して、個別に照会を行っていたかとの質問には、「平成28年度通報書作成時点、障害者雇用制度の算定基礎となる非常勤職員の範囲(雇用期間に関して1年超予定の職員が含まれるか否か)を照会し、担当者より「1年を越えて勤務する者(見込みも含む。)」は、非常勤職員も基本的には含むという解釈。非常勤は単年度雇用だが、そのポストでの採用がある場合は、「1年を越えて勤務する者とみなす」との回答があった」との回答。

○厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「引き継がれてきた運用ルールのみで対応するのではなく、厚生労働省に運用ルールについて、明確に確認すべきだった」「通報依頼時の説明会の開催や、各省からの報告の際に、ガイドラインに沿って適切に手帳情報の確認が行われていることを、厚生労働省側でチェックできる仕組みを設けておくべきであった」等と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○職員から提出される希望調書の健康状態の項目に記載されている情報や、人事担当者が、人事面談、健康管理医との面談で把握した情報、いわゆる人事調書などに基づいて、手帳保有者に相当すると考えられるものを対象障害者に該当

するものとして計上していた。また、一部の地方局において、対象者以外の者の供述や、対象者の自己申告により計上しているものもあった。

- 平成28年以前に対象障害者であると判断された職員については、障害の種類等が記載された対象障害者の名簿や手帳の写しが引き継がれていた。
- 内部機能障害については、当時の担当者によれば、希望調書に記載された病状、健康管理医による面談や、人事面談の結果などから、障害が永続し、日常生活に強い制限を受ける程度であるというように判断していた。産業医から、勤務制限、残業時間45時間まで等の制限がある者を主に計上して対象にしていた。対象者本人には対象障害者として計上することは伝えていない。
- 視覚障害、聴覚障害については、視力等の数値を確認せずに、対象障害者に該当すると判断されたものもあった。
- 平成29年に対象障害者であるとの判断を行ったもののうち25名について、人事記録により判断したとされているが、この25名について、当時の担当者によれば、希望調書や健康管理医面談の情報に加え、人事面談や職場での勤務状況の関係者への聴取により、法別表に該当するものと判断したとのことである。専門の医師等による診断を踏まえたものではないため、結果として、法別表該当性の根拠が不十分なまま障害者として計上していたものと受け取られても致し方ないものとする。この25名の確認資料について、23名が「希望調書」であり、2名が「産業医面談記録」である。
- 精神障害者について、地方局において、手帳に限られるとの理解が不足しており、長年、担当者間で疑問を挟まずにきた。
- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「過去の担当者に確認したところ、人事調書等への記載があった者等の中で手帳保有者に相当すると考えられる者は、通報対象に計上した人数以上に存在していたが、法定雇用率を達成するのに必要と考えられる人数を、対象障害者に該当するものとして計上していた。なお、「平成29年6月2日から平成30年6月1日まで」については、身体障害者、精神障害者とも、ガイドラインに沿って庁内一斉同報メールにより通報の趣旨を説明した上で、手帳情報の使用について同意を得られた者について計上している」との回答。

23 特許庁

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.36	0.50	▲1.86
対象障害者 計上数	65.5	16.0	▲49.5 〔うち身体障害者 人数 ▲52〕 〔うち知的障害者 人数 0〕 〔うち精神障害者 人数 +1〕

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 53 名

1) 不適切計上の内訳

・53 名中 53 名: 身体障害者(視覚 43 名(81.1%)、聴覚 8 名(15.0%)、肢体 2 名(3.7%))

3) 平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

・53 名中 5 名: 身体障害者 5 名
・判断の根拠: 「医療記録」5 名

4) 平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

・53 名中 48 名: 身体障害者 48 名
・引継ぎ資料: 「対象障害者の名簿」48 名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成 29 年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「制度について十分な確認・理解がなされていなかったため、長年、担当者間で引き継がれた作業方法に従って職員数を計上していた。また、ガイドライン全体が添付されておらず概要のみであり、通報依頼における「原則として」との記載に解釈の余地が生じる中、担当者が認識を改めるきっかけがなかった」と回答。

2) 不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「平成 9 年(知的障害者の雇用義務化等)以降」行われていたと回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「一部では参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい」との認識と回答。

○厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「毎年説明会を開催する等して、各省庁の担当者に対し正確に周知すべきであった」「各省からの報告の際に、ガイドラインに沿って適切に手帳情報の確認が行われていることを、厚生労働省側でチェックできる仕組みを設けておくべきであった」等と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○視覚障害、聴覚障害のいずれも、健康診断の結果を基に視力障害については、両眼ともに裸眼で 0.1 以下という者を計上し、聴覚障害については、法別表では、デシベルという音の強さをもとにした判断の仕方であるが、健康診断では、ヘルツに応じた可聴域での診断の仕方をしているので、法別表の要件は正確には反映していない。

○過去の作業担当者に確認したところ、前任者から引き継いだ作業を、機械的に行ってきた。こうしたことから、法別表該当性の根拠が不十分なまま、要件をしっかりと確認し正確に理解することなく、障害者として計上する対応が前例踏襲により続いていたと言わざるを得ない。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「過去の担当者に確認したところ、健康診断の結果、手帳保有者に相当すると考えられる者は、通報対象として計上した人数以上に存在していたが、法定雇用率を達成するのに必要と考えられる人数を、対象障害者に該当するものとして計上していた。なお、「平成29年6月2日から平成30年6月1日まで」については、身体障害者、精神障害者とも、ガイドラインに沿って庁内一斉同報メールにより通報の趣旨を説明した上で、手帳情報の使用について同意を得られた者について計上している」との回答。

24 国土交通省

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.38	0.70	▲1.68
対象障害者 計上数	890.0	286.5	▲603.5 (うち身体障害者 人数 ▲577) うち知的障害者 人数 0 うち精神障害者 人数 ▲22)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 629 名

1)不適切計上の内訳

- ・629名中602名:身体障害者(内部273名(43.4%)、肢体142名(22.5%)、視覚102名(16.2%)、聴覚78名(12.4%)、音声7名(1.1%))
- ・629名中27名:精神障害者(4.2%)

2)平成 29 年通報時に在職していない者等

- ・629名中81名(身体障害者76名、精神障害者5名):平成29年通報時において、在職していなかった者(退職者74名、出向者7名)

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・629名中349名:身体障害者337名、精神障害者12名
- ・判断の根拠:「人事記録」(281名)、「手帳」(18名)、「指定医等以外の診断書」(18名)、「所得税の税額控除のために提出された書類」(11名)、「自己申告」(10名)、「医療記録」(7名)、「視認・観察等」(3名)、「公的な医療・障害者福祉サービスに関する受給者証等」(1名)

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・629名中199名:身体障害者189名、精神障害者10名
- ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」199名

5)その他

- ・629名中18名が、手帳を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は、「ガイドラインで示された適切な方法で入手したものではなかった」15名、「職員数の計上の際に対象区分等を誤って計上」1名、「障害者手帳の期限切れ、手帳の返却の確認漏れ」1名、「その他の理由(対象障害者である職員数の計上の際に、障害等級を誤って計上していた)」1名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において対象障害者の判断から通報書の作成まで行っていた」場合と、「対象障害者の所属部局・課又は対象障害者の所属部局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課で対象障害者の判断、本省(府・庁)への報告を行っていた」場合との両方が存在と回答。

○問題点の整理として、「障害者雇用率制度に係る法令及びガイドラインの理解が十分でなく、「通報の対象となる障害者」について、手帳を有しない者を算入するなどの誤りがあった」と回答。

○ガイドラインに沿わない取扱いが行われた理由については、「長年にわたり十分な注意が払われることなく作業が行われていたものと考えられる」等と回答。

2) 不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、「いつ頃から行われていたのかは確認できていないが、障害者手帳等の確認を行わず、障害者雇用数を計上することは長年にわたり続けられたものと考えられる」と回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」「ある程度周知されていた」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「一部の部局では行われていなかった」、ガイドラインは「一部では参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい」と認識していたと回答。

○厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「法令上の障害者と通報対象となる障害者に違いがあり、従前の依頼書では「原則として」の記載もあったことから、解釈を誤る可能性があったと考える」等と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○通報をとりまとめる事務処理としては、障害者手帳を保有する者に加えて、人事関係調書を確認しその内容から障害者と考えられる職員を計上したケースや、

大臣官房人事課において各部局から報告のあった障害者リストをとりまとめる際に、一部の担当において、過去の障害者の全体リストに掲載されていた者を追加して計上したケースがある。その際、追加して計上する者について、当該者が調査日時点で在職しているかについての確認を行っていなかったため、省全体で見ると退職者を計上するケースが生じたものと認識している。

- 平成29年6月時点で在籍していない職員81名(うち出向者7名)には、死亡退職者3名も含まれている。これら81名の退職・出向時期は、平成20年の者2名、平成22年から平成24年5月までの者が10名、平成24年6月から平成25年5月までの者が12名、同年6月から平成26年5月までの者が17名、同年6月から平成27年5月までの者が7名、同年6月から平成28年5月までの者が18名(うち出向者5名)、同年6月から平成29年5月までの者が15名(うち出向者2名)である。
- 確認の根拠は、主には人事記録(その他、自己申告や視認等)により行われてきた。多くの場合は、人事記録などで片目失明とか難聴とか慢性心不全とか、病状の一言ワードの記載があり、それをもとに担当者の判断で法別表該当性を判断していた。
- 人事課の中で、毎年報告するベースとなる名簿があり、おそらく当初、何らかの診断書あるいは人事記録などに、障害なりの記載があって、どこかの時点で判断して、それを名簿にリストアップしたケースが大半だと思うが、引継ぎは、症状的なものを記載した名簿のみで、実際の診断書とか手帳は引き継いでいなかった。過去の担当者から聞き取りもしたが、少なくとも10年以上の長年にわたって同様のやり方でやっていた。
- 精神障害者の定義について、全省的に十分な認識がなく、例えばうつ病のような診断書をもって精神障害者に該当すると解釈して計上していたケースもあった。
- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「担当者からの聞き取りによる調査を行ったところ、長年にわたり、通報をとりまとめるに際しては、法定雇用率の達成が不可欠との認識があり、法定雇用率を満たす人数分の計上が必要であるとの考え方にに基づき作業を行っていた。通報をとりまとめる事務処理としては、上記の考え方にに基づき、障害者手帳を保有する者に加えて、人事関係調書を確認しその内容から障害者と考えられる職員を計上したケースや、大臣官房人事課において各部局から報告のあった障害者リストをとりまとめる際に、一部の担当において、過去の障害者の全体リストに掲載されていた者を追加して計上したケースがある」との回答。

25 運輸安全委員会

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.72	1.09	▲1.63
対象障害者 計上数	5.0	2.0	▲3.0 (うち身体障害者 人数 ▲1) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 ▲2)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 3名

1)不適切計上の内訳

- ・3名中1名:身体障害者(内部1名(33.3%))
- ・3名中2名:精神障害者(66.6%)

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・3名中3名:精神障害者2名、身体障害者1名
- ・判断の根拠:「人事記録」(2名)、「指定医等以外の診断書」(1名)

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「厚生労働省のガイドラインに従い、障害者手帳の所持確認を行わなかったことが問題である」と回答。

○ガイドラインに沿わない取扱いが行われた理由については、「長年にわたり十分な注意が払われることなく作業が行われていたものと考えられる」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、「いつ頃から行われていたのかは確認できていないが、障害者手帳等の確認を行わず、障害者雇用数を計上することは長年にわたり続けられたものと考えられる」と回答。

3)意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの

質問には、「把握していない」と回答。

4)関係条文・ガイドラインの認識

- 法の関係条文の内容は「ある程度承知」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「一部では参照されていなかった」と回答。
- 平成29年5月通知において、身体障害者の判断について記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい」と認識していたと回答。
- 厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「法令上の障害者と通報対象となる障害者に違いがあり、従前の依頼書では「原則として」の記載もあったことから、解釈を誤る可能性があったと考える」等と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

- 関係部署に説明なり周知はしているが、事務局総務課で身上書などを一元的に管理し、それを基に障害者数の計上をしている。
- 3名のうち、精神障害の1名が診断書により判断し、内部機能障害の1名と精神障害の1名が、人事関係調書により判断したものである。
- ガイドラインは持っていたが、内容についての理解や読み込みが十分ではなかった。
- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「担当者からの聞き取りによる調査を行ったところ、長年にわたり、通報をとりまとめるに際しては、法定雇用率の達成が不可欠との認識があり、法定雇用率を満たす人数分の計上が必要であるとの考え方にに基づき作業を行っていた。通報の事務処理としては、事務局総務課において、上記の考え方にに基づき、障害者手帳を保有する者に加えて、人事関係調書を確認しその内容から障害者と考えられる職員、診断書が提出された職員を計上したケースがある」との回答。

26 観光庁

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	1.73	0	▲1.73
対象障害者 計上数	2.0	0	▲2.0 (うち身体障害者 人数 ▲2) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 0)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 2名

1)不適切計上の内訳

・2名中2名:身体障害者(肢体2名(100.0%))

2)平成 29 年通報時に在職していない者等

・2名中1名(身体障害者1名):平成29年通報時において、在職していなかった者(過去に在籍したことがない者)1名

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

・2名中1名:身体障害者1名
 ・引継ぎ資料:「手帳等以外の資料」1名

5)その他

・過去に在籍したことがない者を計上した理由は「平成 29 年6月1日以前に採用が内定していた者について、報告の基準時である平成 29 年6月1日時点での在職者であると誤認して計上した」とされている。

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「障害者雇用率制度に係る法令の理解が十分でなく、「通報の対象となる障害者」について、手帳を有しない者を計上する等の誤りがあった」と回答。

○ガイドラインに沿わない取扱いが行われた理由については、「以前から十分な注

意が払われることなく作業が行われていたものと考えられる」等と回答。

2) 不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、「いつ頃から行われていたかは確認できていないが、障害者手帳等を確認せず障害者雇用数に計上することは、以前から行われていたと考えられる」と回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「一部の部局では行われていなかった」、ガイドラインは「一部では参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい」と認識していたと回答。

○厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「法令上の障害者と通報対象となる障害者に違いがあり、従前の依頼書では「原則として」の記載もあったことから、解釈を誤る可能性があったと考える」等と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○障害者雇用の報告体制は、各部局ではなく、総務課で一括して処理していた。

○対象障害者計上数が減少した2名のうち1名については、内定者を在職している職員と誤認して計上した。その者は、7月1日に採用予定で、その後勤務をしているが、5月下旬に内定を出しており、調査日が6月1日ということで誤認した。

○もう1名は、肢体不自由として通報していたが、再点検の結果、指定医等以外の医師の診断書により精神障害があると判断していた方である。誤った理由については確認がとれていない。

○ガイドラインは持っていたが、対象障害者の範囲について十分な確認を行っていなかった。法令に関する理解が十分でなかった。前例がこうだったからということも十分な確認をせずに踏襲してきていた。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「担当者からの聞き取りによる調査を行ったところ、通報をとりまとめるに際しては、法定雇用率の達成が不可欠との認識があり、法定

雇用率を満たす人数分の計上が必要であるとの考え方に基づき作業を行っていた。このことから、既に雇用されている職員のうち、診断書の提出があった職員を新たに計上したケースがある」との回答。

27 気象庁

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.35	1.35	▲1.00
対象障害者 計上数	112.0	65.0	▲47.0 (うち身体障害者 人数 ▲26) うち知的障害者 人数 0 うち精神障害者 人数 ▲13)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 49 名

1)不適切計上の内訳

- ・49名中36名:身体障害者(肢体14名(28.5%)、内部9名(18.3%)、聴覚9名(18.3%)、視覚3名(6.1%)、音声1名(2.0%))
- ・49名中13名:精神障害者(26.5%)

2)平成 29 年通報時に在職していない者等

- ・49名中1名(精神障害者1名):通報対象でない職員(1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれない非常勤職員)

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・49名中34名:身体障害者24名、精神障害者10名
- ・判断の根拠:「人事記録」(16名)、「指定医等以外の診断書」(7名)、「所得税の税額控除のために提出された書類」(5名)、「視認・観察等」(3名)、「手帳」(3名)

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・49名中15名:身体障害者12名、精神障害者3名
- ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」15名

5)その他

- ・49名中3名が、手帳を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は、「職員数の計上の際に対象区分等を誤って計上」2名、「障害者であるが通報対象外の者を誤って計上」1名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において対象障害者の判断から通報書の作成まで行っていた」場合と、「対象障害者の所属部局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課にて、対象障害者の判断、本省(府・庁)への報告を行っていた」場合との両方が存在と回答。

○問題点の整理として、「前の年の報告のやり方を毎年続けてきたことにより、ガイドライン等の注視が薄れ、結果、手帳の確認を行わず、手帳を有しない者を算入するなどの誤りが発生した」と回答。

○ガイドラインに沿わない取扱いが行われた理由については、「前の年の報告のやり方を漫然と毎年続けてきたことも一因と考えられる」等と回答。

2) 不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、「障害者手帳等の確認を行わず手帳を有しない者の算入をいつから行ってきたかは確認できていないが、長年にわたり続けられたものと考えられる」と回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」「ほとんど周知されていなかった」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「おおむね行われていた」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい」と認識していたと回答。

○厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「法令上の障害者と通報対象となる障害者があり、従前の依頼書では「原則として」の記載もあったことから、解釈誤りの一因としては挙げられる」等と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○地方担当者が法別表への該当性判断を行い、本省で集計していた。前年に計上されて、漏れている場合は本省人事課で追加することもあった。

○毎年、障害者の名簿を前年から引き継いでいたが、手帳の確認は引き継がれて

いなかった。退職者が出た場合はきちんと名簿から削除していた。

- 確認書類である人事記録には、「視覚障害」「難聴」「心機能障害」という記載しかないものもあり、その記載をもとに、担当者の判断で法別表への該当性を確認していたものもある。
- 精神障害者の定義について十分な認識がなく、例えばうつ病等の診断書が確認できたものなどを障害者に該当すると解釈してしまっていた。
- 職員の補充について、例えば育児休業に入る職員の代替の職員を雇用するとき、障害者を雇用するよう周知しており、補充していた。
- 「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「担当者への聞き取り調査を行ったところ、通報を取りまとめるに際しては、法定雇用率の達成が不可欠との認識があり、法定雇用率を満たす人数分の計上が必要であるとの考え方にに基づき作業を行っていた。このことから、上記の考え方にに基づき、障害者手帳を保有する者に加えて、人事関係調書を再確認しその内容から障害者と考えられる職員を計上したケースや本庁総務部人事課において各部局からの報告をまとめる際に、過去の障害者の全体リストに掲載されていた者を追加して計上したケースがあった。一方で、育児休業に入る職員の代替職員の採用にあたり、障害者に限定した採用を行う取り組みも行っている」との回答。

28 海上保安庁

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.41	3.01	0.60
対象障害者 計上数	4.0	5.0	+1.0 (うち身体障害者 人数 0) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 0)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 1名

1)不適切計上の内訳

- ・1名中1名:身体障害者(肢体1名(100.0%))

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・1名中1名:身体障害者1名
- ・引継ぎ資料:「手帳等以外の資料」1名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」、具体的には「各部局から障害者情報を入手のうえ、本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成 29 年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「過去から誤って障害者として計上されていた職員については、採用時の健康診断や日常生活の状況から、過去に障害者手帳の確認が行われているものと臆断し、平成 29 年の通報の際、障害者手帳の確認を行わないまま計上したことに問題があった」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「平成9年(知的障害者の雇用義務化等)以降」行われていたと回答。

3)意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの

質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「おおむね行われていた」、ガイドラインは「おおむね参照され、ガイドラインに沿った取扱いが行われていた」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外に当たる場合として、都道府県知事の定める医師等による診断書・意見書によって確認することができる」と認識していたと回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○集計方法は、本庁の人事課で全部のデータを集約して判断していた。

○平成9年以降の書類しか残っていないが、平成9年以降は全て手帳の有無で確認していた。

○誤計上の者については、平成2年の採用で、当時からおそらくカウントしていたと思うが、当時の担当者が健康診断で足りると認識して計上し、それがずっと続いてしまった。

○ガイドラインは承知しており、それに準拠して手帳の有無で確認していた。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「平成24年夏以降、尖閣諸島周辺海域における領海警備体制等の強化を目的とした大型巡視船増強等に伴い、平成25年度定員が大幅に増員されたことから、実員確保策の一環として、平成25年4月から一般職の採用枠を増大することとなった。これにより障害者雇用率の算定基礎となる職員が増加し、法定雇用率が一時的に下回るが見込まれたため、障害者手帳等の所持について照会を行い、採用後、障害を有することとなった職員に対し、ガイドラインに従って障害者雇用促進法の趣旨及び障害者雇用状況の報告に用いることを説明し、本人の同意を得たうえで、身体障害者手帳の確認を行い計上したもの」との回答。

29 環境省

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.33	0.54	▲1.79
対象障害者 計上数	46.0	15.0	▲31.0 (うち身体障害者 人数 ▲37) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 + 3)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 39 名

1)不適切計上の内訳

・39名中39名:身体障害者(視覚 38 名(97.4%)、内部1名(2.5%))

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

・39名中1名:身体障害者1名
 ・判断の根拠:「人事記録」1名

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

・39 名中 38 名:身体障害者 38 名
 ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」38 名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「(厚生労働省からの通報依頼通知に)障害者手帳等の所持が必須であると記載していなかった」「(当該通知に)通報の対象者に非常勤職員である期間業務職員が含まれるとは記載していなかった」「これらについて詳細を確認する努力を怠っていた」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いがいつ頃から行われていたかは、「不明」と回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「把握していない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ほとんど知らなかった」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「一部では参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「本人の申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)」と認識していたと回答。

○厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「平成30年度通報依頼にあるように、「原則として」の考え方や、常勤職員の解説を丁寧に記載いただければ良かった」等と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○平成28年以前に対象障害者であるかの判断を行った担当者によれば、視力に問題があった方や、視野狭窄が見られる方などを、本人と人事担当者が認識して、名簿に登載し、通報していた。名簿には障害何級相当との記載はあるが、視力等の記載はなく、客観的な資料で確認した形跡はない。

○前任から名簿を引き継いでそのまま計上し、やり方も踏襲していた。過去の名簿から人事異動で環境省職員でなくなった者の数を減じた上で、人事意向調書から登録した。

○視覚障害と計上していた38名のうち、3名について、人事意向調書に具体的な傷病名、等級の記載があったが、残り35名については、眼鏡使用状況から裸眼の視力が相当程度悪いものと認識し、法別表の視力の数値を、裸眼視力によるものと誤って認識して計上されたものである。

○当時の担当者に確認した結果、「原則」部分に該当する者がどの程度いるのか確認するため、平成28年より、人事意向調査(管理職及び非常勤職員を除く)において、手帳を所持する者を確認する設問を設けた。

○平成29年通報において身体障害者とした者は46名で、(人事意向調査の)様式見直し後、手帳を有しているとした者は8名(うち1名は平成30年再点検時において手帳の有効期限が切れていることが判明。人事意向調査では手帳自体は確認していない。)であった。人事意向調査によって、手帳を有していることが明らかにならなかったが、平成29年通報時、作業内容、様式に変更がなく、前年度の回答方法を踏襲していたため、特段の疑義等を持たなかった。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなか

ったか」との質問に対し、「人事担当が人事意向調書や、眼鏡使用状況から裸眼の視力が相当程度悪いものと認識し、計上していた例がある」との回答。

30 原子力規制委員会

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.38	2.38	0
対象障害者 計上数	27.0	27.0	0 (うち身体障害者 人数 0) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 0)

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、通報書の作成まで行っていた」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」、対象障害者の範囲は「一定程度認識」しており、手帳の等級によって判断する取扱いは「おおむね行われていた」、ガイドラインは「おおむね参照され、ガイドラインに沿った取扱いが行われていた」と回答。

○障害者任免状況通報全般に関して、厚生労働省(職業安定局)に対して、個別に照会を行っていたかとの質問には、「平成 25 年6月、平成25年の最初の通報当時、当委員会担当者が、障害者雇用率の計算方法等を含め照会し、厚生労働省担当者よりガイドラインに従って対応されたいとの回答があった」との回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○非常勤雇用を含めて人事課で一括して採用している。

○創設6年と歴史が浅く、平成25年、26年に法定雇用率に達せず、厚生労働省(職業安定局)から厳しい指導を受けたため、非常勤職員に障害者雇用枠を設け、計画的に採用し、法定雇用率を充たすよう努力している。常勤職員については、利用目的を説明する文書を添付したメールを添付して全職員に送付したところ、本人から申告があった。法定雇用率達成が難しく、職場定着などの面で苦労がある。

○ガイドラインを読めば障害者の範囲は明確。当初は障害者雇用率等をわからない者が担当していたので、厚生労働省(職業安定局)に照会したところ、ガイドラインを読むように言われたため、発足当初からガイドラインについては把握していた。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「在職中の障害者数から、雇用率の充足に必要な人数を、新規に募集する非常勤職員の中の障害者雇用枠として募集、採用している」との回答。

31 防衛省

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.60	1.01	▲1.59
対象障害者 計上数	516.0	201.0	▲315.0 (うち身体障害者 人数 ▲297) うち知的障害者 人数 0 うち精神障害者 人数 ▲17)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 332名

1)不適切計上の内訳

- ・332 名中 310 名:身体障害者(内部 144 名(43.3%)、肢体 81 名(24.3%)、視覚 59名(17.7%)、聴覚 25 名(7.5%)、音声1名(0.3%))
- ・332名中22名:精神障害者(6.6%)

2)平成 29 年通報時に在職していない者等

- ・332 名中3名(身体障害者3名):通報対象でない職員(除外職員)

3)平成 29 年度に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・332名中 112 名:身体障害者 94 名、精神障害者 18 名
- ・判断の根拠:「人事記録」(76 名)、「医療記録」(17 名)、「指定医等以外の診断書」(13名)、「自己申告」(2名)、「手帳」(1名)、「それら以外の資料」(2名(障害補償一時金支給決定通知書))「視認・観察等」(1名)

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・332名中220名:身体障害者216名、精神障害者4名
- ・引継ぎ資料:「手帳等以外の資料」127名、「対象障害者の名簿」87名、「手帳又は指定医等の診断書」6名

5)その他

- ・332 名中7名が、「手帳(平成 29 年度に判断を行った1名)」「手帳又は指定医等の診断書(平成28年度以前に判断を行った6名)」を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は、「ガイドラインで示された適切な方法で入手したものでなかった」

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1) 通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「対象障害者の所属部局・課を担当する人事担当課で対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課への報告を行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「必ずしも障害者手帳の保持の確認までは必要ないと理解していた」、「通報の対象となる精神障害者については、手帳の交付を受けているとされているところ、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第6号に規定されている精神障害者の定義(「障害者のうち、精神障害(発達障害を含む)がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)」に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第1条の4第2号に規定される精神障害者(「統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)又はてんかんにかかっている者)」も含むと誤って解釈して計上した事例もあった」、「今般の調査により、省内の一機関の担当者の制度への理解不足により、平成29年6月1日時点の通報において、対象職員以外の者(除外職員である自衛官3名)を障害者として計上していた事例が判明した」と回答。

2) 不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いがいつ頃から行われていたかは、「不明であるが、過去の取りまとめを担当していた職員に聴き取りを行ったところ、少なくとも平成5年頃から、手帳の保持を確認することなく計上が行われていたと認識している」と回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「除外職員等の通報対象でない職員を対象障害者である職員として計上しつつ職員数の総数には計上しなかった」「人事担当者として入手しうる資料を、対象者に目的を知らせず、又はその同意を得ずに利用して職員数を計上した」について該当はあったが障害者雇用率制度に関する理解不足によるものであった」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「ある程度承知していた」「ほとんど周知されていなかった」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、

「例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい」「客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい。」「本人の申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)」と認識していたと回答。

- 厚生労働省(職業安定局)の通報依頼等における対応について、「ガイドラインは国の機関を対象に作られているものとの認識はなく、国の機関については、厚生労働省からの通報依頼に基づいて行うものと認識していた」「民間向けのを国の機関向けにリバイスするなどして示していただければ良かったと考える」等と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

- 対象障害者の判断については、地方機関等ごとに行っており、それを大臣官房秘書課で集計して報告していた。本省において全体的な統一を図るための指示や指導は行っていなかったが、依頼する際に本省で作成した名簿の様式を添付していた。
- 厚生労働省(職業安定局)からの通報依頼通知の中で、原則、身体障害者の1級から6級に該当する者とされていたため、必ずしも手帳等の確認まで要しないというような解釈や、通知に添付されていた身体障害者障害程度等級表に該当するか、またはおおむね一致することをもって法別表の障害の範囲に該当する対象障害者であるとして計上できるという取扱いが引き継がれていた。
- 除外職員である自衛官を誤って計上していたケースが3件あった。この3件は、いずれも法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数には算入されていなかった。
- 視覚障害について、裸眼視力0.1以下をもって法別表に該当するとされていたものも複数ある。
- 糖尿病についても当然内部機能障害に該当するであろうという担当者の理解のもとで内部障害として計上を行っていた。また、例えば外形上杖をついているということで肢体不自由に計上を行っていた。
- 新規採用による障害者数の増加について、平成21年度以降はチャレンジ雇用制度に基づき延べ9名ぐらい採用しているが、それ以外は統一試験、競争試験のため、障害者に限定したような選考採用も含め、やっていない。
- 平成29年5月25日に、官房秘書課の担当者から各機関等人事担当者宛ての件名「【依頼】障害者任免状況報告について」のメールには、「留意事項」として、「例年お願いしている事項ですが、本年も引き続き自機関で雇用率2.3%を達成できるよう、中途障害者の発見、新規障害者の掘り起こしに努めてください。特に、昨年ご報告いただいた者のうち、退職者がいる機関については、少なくとも退職者数と同数の掘り起こしを実施して下さい。」と記載されていた。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「対象障害者の計上については、既に雇用されている職員の中から、新たに人事調書等に基づき計上を行っていた。人事調書等に基づく計上は、障害者雇用率制度に関する理解不足によるものであり、結果として不適切な計上であった」との回答。

32 防衛装備庁

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.63	0.54	▲2.09
対象障害者 計上数	36.0	8.0	▲28.0 (うち身体障害者 人数 ▲31) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 +3)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 31 名

1)不適切計上の内訳

・31名中31名:身体障害者(内部14名(45.1%)、肢体10名(32.2%)、聴覚3名(9.6%)、視覚2名(6.4%)、音声2名(6.4%))

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

・31名中31名:身体障害者31名
 ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」31 名

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「身体障害者数の報告にあたっては、「障害者である職員の任免に関する状況の通報について」(職雇障発 0525 第1号。平成 29 年5月 25 日。)Ⅱ 2イ中「原則として」との記載があるため、身体障害者手帳を所持していない場合でも、法別表に掲げる種類別の区分に該当するとみなし、障害者として計上していたこと」と回答。

○ガイドラインに沿わない取扱いが行われた理由については、「平成 29 年5月通知においては、「障害者の把握・確認ガイドラインに従い、適正な取扱いに努められた」と記載されていたことは承知していたが、ガイドラインの内容を確認していなかったため」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、「防衛装備庁が平成27年10月に

新設され、最初の通報である平成 28 年度以降、そのような取扱いをしていた」と回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「平成 29 年通報書においては、一旦対象障害者名簿に記載された者は、特段の削除事情が生じない限りこれらの身体障害が短期間のうちに改善するとは考えにくいとの人事担当者の先入観から、名簿を基に引き続き対象障害者として計上していた。防衛装備庁発足後、最初の通報となる平成 28 年通報書においては、旧組織から引き継がれた対象障害者名簿だけでは、将来的に法定雇用率を充足できなくなるおそれが見込まれるため、人事調書等に基づき、障害者雇用促進法別表又は身体障害者程度等級表の区分に該当すると判断される 2 名の者を新たに対象障害者として計上した」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」、障害者の範囲は「すべて認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「行われていなかった」、ガイドラインは「ほとんど参照されていなかった」と回答。

○平成 29 年 5 月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい」「本人の申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)」と認識し、「定期健康診断や診断書を基に、例外に当たる場合として判断し、計上していたものがあつた」と回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○障害者の判断は、本庁の人事課の職員が基本的に 1 人で行っている。

○対象障害者の名簿だけが引き継がれており、名簿をもとに障害者の数をカウントしていたが、その名簿以外の詳細なエビデンスまでは確認せず引き続き毎年計上していた。

○通報依頼通知に「原則として」との記載があるとともに、身体障害者障害程度等級表についても具体的に別添として添付されており、手帳を所持していない場合であっても、法別表又は身体障害者程度等級表の区分に該当すると考えられる場合、障害者として計上するといった解釈に基づき通報を行っていた。

○平成 28 年に新たに名簿に載った者 2 名については、当時の人事担当者が職員から提出された人事調書をもとに、等級表と照らし合わせて該当すると判断して計上した。

○一旦、名簿に記載されたものは特段の削除事情がない限り、これらの身体障害

が短期間のうちに改善することは考えにくいといった人事担当者の先入観もあり、毎年引き続き対象障害者として計上していた。

○名簿には、「左耳難聴」等の具体的な状態が記載されているものもあるが、その記載がなく、法別表該当箇所(「第5号」等)のみが記載されているものもあった。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「平成28年度に新たに対象障害者として計上した2名については、既に雇用されている職員の中から、人事調書等に基づいた者である」との回答。

33 会計検査院

【平成 29 年通報書及び平成 30 年再点検結果】

	H29 通報時	H30 再点検後	増減
実雇用率(%)	2.54	1.57	▲0.97
対象障害者 計上数	32.5	20.0	▲12.5 (うち身体障害者 人数 ▲13) (うち知的障害者 人数 0) (うち精神障害者 人数 0)

【検証委員会による調査票による調査(個別事案調査)】

○調査対象者数 13 名

1)不適切計上の内訳

- ・13名中13名:身体障害者(肢体7名(53.8%)、聴覚3名(23.0%)、内部2名(15.3%)、視覚1名(7.6%))

4)平成 28 年度以前に対象障害者に該当するかの判断を行ったもの

- ・13 名中13名:身体障害者 13 名
- ・引継ぎ資料:「対象障害者の名簿」9名、「手帳又は指定医等の診断書」3名、「手帳等以外の資料」1名

5)その他

- ・13名中3名が、「手帳又は指定医等の診断書」を用いて判断したものの算定誤りとされており、誤りの理由は「同意を得たか否か不明のため」

【検証委員会による調査票による調査(人事担当課調査)】

1)通報書の作成体制、問題点の整理等

○通報書の作成体制については、「本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた」と回答。

○問題点の整理として、「通報書作成の際に、診断書・意見書を確認せず引継ぎメモのみで確認していたこと、及び健康管理医から診断書・意見書の提供を受けた際に、その経緯が分かるエビデンスを残していなかったことと整理している」と回答。

2)不適切計上の開始時期

○確認できる範囲では、現在の取扱いについて、おおむね「平成9年(知的障害者の雇用義務化等)以降」行われていたと回答。

3) 意図的な不適切計上の把握

○実雇用率を引き上げるために意図的に対応を行った事例を把握しているかとの質問には、「そのような対応を行ったことはない」と回答。

4) 関係条文・ガイドラインの認識

○法の関係条文の内容は「おおむね承知していた」、障害者の範囲は「一定程度認識していた」、手帳の等級によって判断する取扱いは「おおむね行われていた」、ガイドラインは「おおむね参照され、ガイドラインに沿った取扱いが行われていた」と回答。

○平成29年5月通知において記載のある「原則として」の例外に当たる場合として、「例外に当たる場合として、都道府県知事の定める医師等による診断書・意見書によって確認することができる」と認識していたと回答。

【検証委員会によるヒアリング等の結果】

○平成23年以降は、手帳で雇用された者以外はいない。

○対象障害者として確認された又は名簿に記載されることになった経緯や根拠について、診断書や意見書が見つからず名簿のみが残されていた9名のうち、2名については平成15年に新たに記載され、1名については平成14年に新たに記載されたことが判明した。残りの6名については、それ以前のいつの段階で記載されたのかが分からなかった。

○名簿で引き継がれた者は、少なくとも産業医の診断書がどこかファイルにはつづられているのだろうぐらいの意識であったが、今回確認したところ、全部は出てこず診断書が一部だけ出てきた。

○対象名簿には「障害の種類」、「対象障害者と確認される根拠となった資料の名称(例:健康管理医作成に係る診断書等)」、「当該障害に係る具体的な記載内容」、「法別表の該当箇所」が記載されている。

○「平成21年度以降、各府省庁において、法定雇用率を充足するため、既に雇用されている職員から新たに選定、調整して、対象障害者として計上したことはなかったか」との質問に対し、「既に雇用されている職員の中から、法定雇用率を充足することを目的として、意図的に選定、調整したといった事実はありませんが、平成21年度以降、次のとおり、既に雇用されている職員の中から、対象障害者を計上しています。①健康管理医(産業医資格有)による診断書・意見書の確認(23年度)、②本人からの自己申告により身体障害者手帳を確認(24年度年及び25年度)、③全職員に対して障害者手帳の有無を確認した上で、精神障害者手帳を確認(30年度)して計上している」との回答。

個別事案調査 集計結果

個別事案調査は、個別事案調査票を用いて、「障害者である職員の任免に関する状況の通報について」(平成29年5月25日職雇障発0525第1号厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長通知。以下「平成29年5月通知」という。)により依頼された平成29年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る障害者任免状況通報書(以下「平成29年通報書」という。)中、障害者雇用率制度の対象となる障害者(以下「対象障害者」という。)である職員として計上した者であって、「障害者任免状況通報書」に関する説明会への参加並びに再点検及び報告等の依頼について」(平成30年6月20日職雇障発0620第1号厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長通知。以下「平成30年6月再点検通知」という。)により各府省庁に依頼された平成29年6月1日現在の障害者任免状況の点検(以下「平成30年再点検」という。)において通報内容の修正が必要となったもの全てについて、一人ひとり個別に回答することにより、個別事案ごとに対象障害者である職員数を計上した際の経緯や問題の所在を明らかにすることを目的とし、調査を行った。

報告版における各集計表は、通報内容の修正により、対象障害者としての計上人員数が減少した者(以下、「調査対象者」という。)のみを抽出・集計した。集計表の表題に記載している【】書きの数字は、集計のもととなった個別事案調査票の項目番号を示している。

	総数
調査対象者数	3,700

個別事案調査 集計結果

1. 調査対象者に関する情報について

【1(3)】調査対象者の雇用期間

	件数
ア 期間の定めのない雇用	3,494
イ 期間の定めのある雇用(1年未満)	5
ウ 期間の定めのある雇用(1年以上)	199
エ 過去に在職したことのない者	2
合計	3,700

【1(4)】調査対象者の勤務時間区分

	件数
ア 週の所定労働時間20時間未満	7
イ 週の所定労働時間20時間～30時間未満(短時間勤務職員(※))	64
ウ 週の所定労働時間30時間以上	3,627
エ 過去に在職したことのない者	2
合計	3,700

※ 短時間勤務職員とは、平成29年5月通知において、以下の①及び②のいずれにも該当する者をいうとされている。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること
- ② 1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれること

個別事案調査 集計結果

2. 平成29年通報時における、調査対象者の情報の整理について

【2(1)】平成29年通報時に計上していた障害者区分

	件数
ア～エ 身体障害者として計上	3,390
オ～ク 知的障害者として計上	2
ケ～コ 精神障害者として計上	308
	合計
	3,700

個別事案調査 集計結果

【2(2)①】平成29年通報時に身体障害者に区分された者について、該当すると整理(※)されていた身体障害者の種類

	件数
ア～エ 視覚障害者として計上	827
(内訳)	
ア 視覚障害者 第1号イ	424
イ 視覚障害者 第1号ロ	311
ウ 視覚障害者 第1号ハ	9
エ 視覚障害者 第1号ニ	83
オ～ク 聴覚又は平衡機能障害者として計上	349
(内訳)	
オ 聴覚又は平衡機能障害者 第2号イ	129
カ 聴覚又は平衡機能障害者 第2号ロ	174
キ 聴覚又は平衡機能障害者 第2号ハ	30
ク 聴覚又は平衡機能障害者 第2号ニ	16
ケ～コ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者として計上	24
(内訳)	
ケ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者 第3号イ	2
コ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者 第3号ロ	22
サ～タ 肢体不自由者として計上	590
(内訳)	
サ 肢体不自由者 第4号イ	426
シ 肢体不自由者 第4号ロ	18
ス 肢体不自由者 第4号ハ	6
セ 肢体不自由者 第4号ニ	16
ソ 肢体不自由者 第4号ホ	6
タ 肢体不自由者 第4号ヘ	118
チ 内部障害者 第5号として計上	1,600
ツ 整理していない	0
合計	3,390

※ 平成29年5月通知において、2以上の障害を有する者については、いずれか1の障害のみに
ついて記載することとされている。

個別事案調査 集計結果

3. 平成29年度に対象障害者に該当することを判断したケース【4(1)】

対象障害者に該当すると判断した時期	件数
平成29年度	1,478

【2(1)、2(2)】平成29年度に対象障害者と判断した者について、判断された障害者区分・障害の種類

	件数
身体障害者	1,236
(うち、障害者の種類)	
視覚障害者	173
聴覚又は平衡機能障害者	128
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者	7
肢体不自由者	207
内部障害者 第5号	721
整理していない	0
知的障害者	1
精神障害者	241
合計	1,478

個別事案調査 集計結果

【4(2)①、4(3)①】平成29年通報時、対象障害者に該当すると確認・判断した方法(全障害者区分計)

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	1,385
(内訳)対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳(写し又は原本)(期限切れ等有効でない場合を含む。)を用いて判断した。	91
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等※によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	311
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	1
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した。	19
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により、対象障害者に該当すると判断した。	79
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	880
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	4
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	15
ウ 調査対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。	1
エ 調査対象者の自己申告(供述)により判断した。	53
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	24
合計	1,478

※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者については都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、指定医によるもの)、知的障害者については児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書

個別事案調査 集計結果

【4(2)①、4(3)①】 身体障害者(視覚障害)とされていた者について平成29年通報時、確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	126
(内訳)対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳(写し又は原本)(期限切れ等有効でない場合を含む。)を用いて判断した。	1
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	2
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した。	2
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により、対象障害者に該当すると判断した。	11
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	110
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	0
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	7
ウ 調査対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告(供述)により判断した。	39
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	1
合計	173

個別事案調査 集計結果

【4(2)①、4(3)①】 身体障害者(聴覚又は平衡機能障害)とされていた者について平成29年通報時、確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	127
(内訳)対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳(写し又は原本)(期限切れ等有効でない場合を含む。)を用いて判断した。	1
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	2
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した。	0
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により、対象障害者に該当すると判断した。	39
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	85
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	0
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	0
ウ 調査対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告(供述)により判断した。	0
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	1
合計	128

個別事案調査 集計結果

【4(2)①、4(3)①】 身体障害者(音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害)とされていた者について平成29年通報時、確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	7
(内訳)対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳(写し又は原本)(期限切れ等有効でない場合を含む。)を用いて判断した。	0
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	1
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した。	0
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により、対象障害者に該当すると判断した。	0
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	6
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	0
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	0
ウ 調査対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告(供述)により判断した。	0
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	0
合計	7

個別事案調査 集計結果

【4(2)①、4(3)①】 身体障害者(肢体不自由者)とされていた者について平成29年通報時、確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	190
(内訳)対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳(写し又は原本)(期限切れ等有効でない場合を含む。)を用いて判断した。	23
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	11
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した。	10
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により、対象障害者に該当すると判断した。	1
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	142
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	3
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	7
ウ 調査対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告(供述)により判断した。	4
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	6
合計	207

個別事案調査 集計結果

【4(2)①、4(3)①】 身体障害者(内部障害)とされていた者について平成29年通報時、確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	710
(内訳)対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳(写し又は原本)(期限切れ等有効でない場合を含む。)を用いて判断した。	51
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	156
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	1
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した。	6
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により、対象障害者に該当すると判断した。	28
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	468
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	0
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	1
ウ 調査対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告(供述)により判断した。	10
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	0
合計	721

個別事案調査 集計結果

【4(2)①、4(3)①】 知的障害者とされていた者について平成29年通報時、確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	1
(内訳)対象障害者に該当すると判断した資料 ア 障害者手帳(写し又は原本)(期限切れ等有効でない場合を含む。)を用いて判断した。	1
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	0
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した。	0
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により、対象障害者に該当すると判断した。	0
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	0
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	0
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	0
ウ 調査対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告(供述)により判断した。	0
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	0
合計	1

個別事案調査 集計結果

【4(2)①、4(3)①】 精神障害者とされていた者について平成29年通報時、確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	224
(内訳)対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳(写し又は原本)(期限切れ等有効でない場合を含む。)を用いて判断した。	14
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	139
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した。	1
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により、対象障害者に該当すると判断した。	0
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	69
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	1
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	0
ウ 調査対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。	1
エ 調査対象者の自己申告(供述)により判断した。	0
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	16
合計	241

個別事案調査 集計結果

4. 平成29年度に対象障害者に該当すると判断した場合のガイドラインの認識と算定誤りが生じた理由

個別事案調査 集計結果

【5(2)～5(9)】 障害者手帳等以外を判断の根拠に用いた場合、算定誤りが発生した理由(複数回答)

	件数
ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、判断に用いた資料や状態像(対象者の視認・観察、周辺の供述、自己申告によって得たもの)に基づけば、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象者を対象障害者として計上した。(現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)	120
イ 保存されている資料が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。(資料を用いて判断した場合のみ選択) ※【5(7)～5(9)は選択肢にないため除外】	1
ウ 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。	0
エ 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。	0
オ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。	0
カ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない)	1,204
キ その他	47

個別事案調査 集計結果

【5(1)】 障害者手帳等を判断の根拠に用いた場合、算定誤りが発生した理由(複数回答)

	件数
ア 対象障害者である職員数の計上の際に、対象区分等を誤って計上した。	6
イ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない障害者であるにもかかわらず誤って計上した。	43
ウ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者手帳の期限が切れていた・障害の程度の変化により障害者手帳の返却が行われていたにもかかわらず誤って計上した。	2
エ 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。	0
オ 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。	0
カ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。	0
キ 障害者手帳等が利用目的を明示して取得する、本人の同意を得るなどガイドラインで示された適切な方法で入手されたものではなかったため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。	26
ク その他	17

個別事案調査 集計結果

【4(2)②、4(3)②】平成29年度に対象障害者に該当すると判断した場合、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」において、障害者雇用率制度の対象となる障害者の範囲は、障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって確認すべきとされていた事を認識していたか

	合計	【4(2)①】において「ア 資料を根拠に判断した」と回答	【4(2)①】において「ア 資料を根拠に判断した」以外と回答
ア 認識していなかった。	1,317	1,226	91
イ 認識していた。	70	68	2

個別事案調査 集計結果

【4(2)③、4(3)③】平成29年度に対象障害者に該当すると判断し、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」を認識していた場合、障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって確認が行われなかった理由はなにか

	【4(2)①】において「ア 資料を根拠に判断した」と回答	【4(2)①】において「ア 資料を根拠に判断した」以外と回答
ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成29年5月通知において「適正な取扱いに努められたい」とされていたため、必ずしもガイドラインに従う必要はないと考えていた。	0	0
イ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、平成29年5月通知中「身体障害者とは原則として身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者」において「原則として」とされていたため、必ずしも障害者手帳による必要はないと考えていた。	67	2
ウ その他	1	0

個別事案調査 集計結果

【4(2)④、4(3)④】 必ずしも障害者手帳による必要は無いと判断した場合、身体障害者手帳の等級が1級～6級に該当する者以外で身体障害者に該当する場合がどのような場合か認識していたか

	【4(2)①】において「ア 資料を根拠に判断した」と回答	【4(2)①】において「ア 資料を根拠に判断した」以外と回答
ア 認識していた。	0	0
イ 認識していなかった。	67	2

【4(3)⑤】 【4(2)①】において「ア 資料を根拠に判断した」と回答し、必ずしも障害者手帳による必要は無いと判断した場合、平成29年5月通報依頼中「身体障害者とは原則として身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者」において、「原則として」の例外を厚生労働省に確認したことはあるか

	件数
ア ない	67
イ ある	0

個別事案調査 集計結果

5. 平成28年度以前に対象障害者に該当することを判断したものを引き継いだケースについて

対象障害者に該当すると判断した時期	件数
平成28年度以前	2,129

個別事案調査 集計結果

【4(7)①、4(7)②】平成28年度以前に対象障害者に該当すると判断した場合の引継ぎの態様

	件数
ア 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害保健福祉手帳(写し又は原本)又はこれらの代わりとなる指定医等の診断書等を含む記録が引き継がれていた。	34
引継ぎ時に含まれていた情報(複数回答)【4(7)②】	
ア 障害の種類	34
イ 障害の程度・等級	34
ウ 対象障害者であることの認定の時期	7
エ その他	0
イ ア以外の医師の診断書、公的な医療・障害福祉サービスの利用に関する受給者証等、所得税の障害者控除を行うために提出された書類、健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト)、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録、人事調書・身上調書等の人事記録等、対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述や対象者の自己申告(供述)の内容を含む資料が引き継がれていた。	602
引継ぎ時に含まれていた情報(複数回答)【4(7)②】	
ア 障害の種類	600
イ 障害の程度・等級	460
ウ 対象障害者であることの認定の時期	9
エ その他	2
ウ ア、イのような資料等は引き継がれていなかったが、対象障害者の名簿が引き継がれていた。	1,479
引継ぎ時に含まれていた情報(複数回答)【4(7)②】	
ア 障害の種類	1,478
イ 障害の程度・等級	1,081
ウ 対象障害者であることの認定の時期	105
エ その他	1
エ 特段の資料等は引き継がれていなかったが、口頭で対象障害者に関する事項の引き継ぎがなされていた。	0
引継ぎ時に含まれていた情報(複数回答)【4(7)②】	
ア 障害の種類	0
イ 障害の程度・等級	0
ウ 対象障害者であることの認定の時期	0
エ その他	0
オ その他	14
引継ぎ時に含まれていた情報(複数回答)【4(7)②】	
ア 障害の種類	13
イ 障害の程度・等級	6
ウ 対象障害者であることの認定の時期	0
エ その他	0
合計	2,129

個別事案調査 集計結果

6. 平成30年再点検時における、調査対象者の情報の整理について

【3(1)①】 平成30年再点検の結果における、平成29年6月時点での調査対象者の在職状況

	件数
ア 在職している職員であった。	3,607
イ 在職していない者であった。	93
合計	3,700

【3(2)⑤】 平成29年6月時点で在職していないが、過去に在職していた者を対象障害者として計上していた理由

	件数
ア 毎年の通報の際、個別に職員の確認を行っていなかった。	82
イ 職員の確認は行っていたが、集計時にミスがあった。	6
ウ その他	3
合計	91

個別事案調査 集計結果

【3(1)②】平成29年6月時点で在職しているとした職員について、平成30年再点検の結果による障害者区分

平成30年再点検の結果	件数
対象障害者に該当していた者(障害者区分の不適切計上等)	22
(内訳)	
ア～エ 身体障害者として計上	18
オ～ク 知的障害者として計上	1
ケ～コ 精神障害者として計上	3
障害者であるが通報対象でない職員	123
サ 障害者であるが通報対象でない職員(週の所定労働時間が20時間未満・1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれない非常勤職員・除外職員(※1)等)(通報対象外)	123
それ以外の者	3,426
(内訳)	
シ～セ 障害者手帳等(※2)の所持を確認できないにもかかわらず、障害者に該当すると整理されていた者(手帳未確認)	2,579
ソ 上記以外で、障害者手帳等(※2)所持を確認できない、難病を有する職員(難病)	26
タ ソ以外で障害者手帳等の所持を確認できない、何らかの疾病又は傷害を有する職員(疾病・傷害)	821
その他	36
チ ア～タ以外の在職の職員(その他)	36
(別掲) うち、ガイドライン違反に該当していた件数	26
合計	3,607

個別事案調査 集計結果

【2(1)×3(1)②】平成29年6月の通報時における障害者区分と平成30年再点検の結果による障害者区分の関係

	平成29年6月の通報時		
	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成30年再点検の結果			
ア～エ 身体障害者として計上	18	0	0
オ～ク 知的障害者として計上	0	1	0
ケ～コ 精神障害者として計上	1	0	2
サ 障害者であるが通報対象でない職員(週の所定労働時間が20時間未満・1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれない非常勤職員・除外職員(※1)等)(通報対象外)	109	0	14
シ～セ 障害者手帳等(※2)の所持を確認できないにもかかわらず、障害者に該当すると整理されていた者(手帳未確認)	2,316	0	263
ソ 上記以外で、障害者手帳等(※2)所持を確認できない、難病を有する職員(難病)	26	0	0
タ ソ以外で障害者手帳等の所持を確認できない、何らかの疾病又は傷害を有する職員(疾病・傷害)	808	0	13
チ ア～タ以外の在職の職員(その他)	27	1	8

※1 除外職員とは、警察官、自衛官その他の施行令別表第一及び第三で定める職員であつて、障害者雇用率義務制度の対象となる職員から除外されているものをいう(法第38条第1項、施行令第1条)

※2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者については都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、指定医によるもの)、知的障害者については児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書

個別事案調査票 回答項目 ツリー集計表

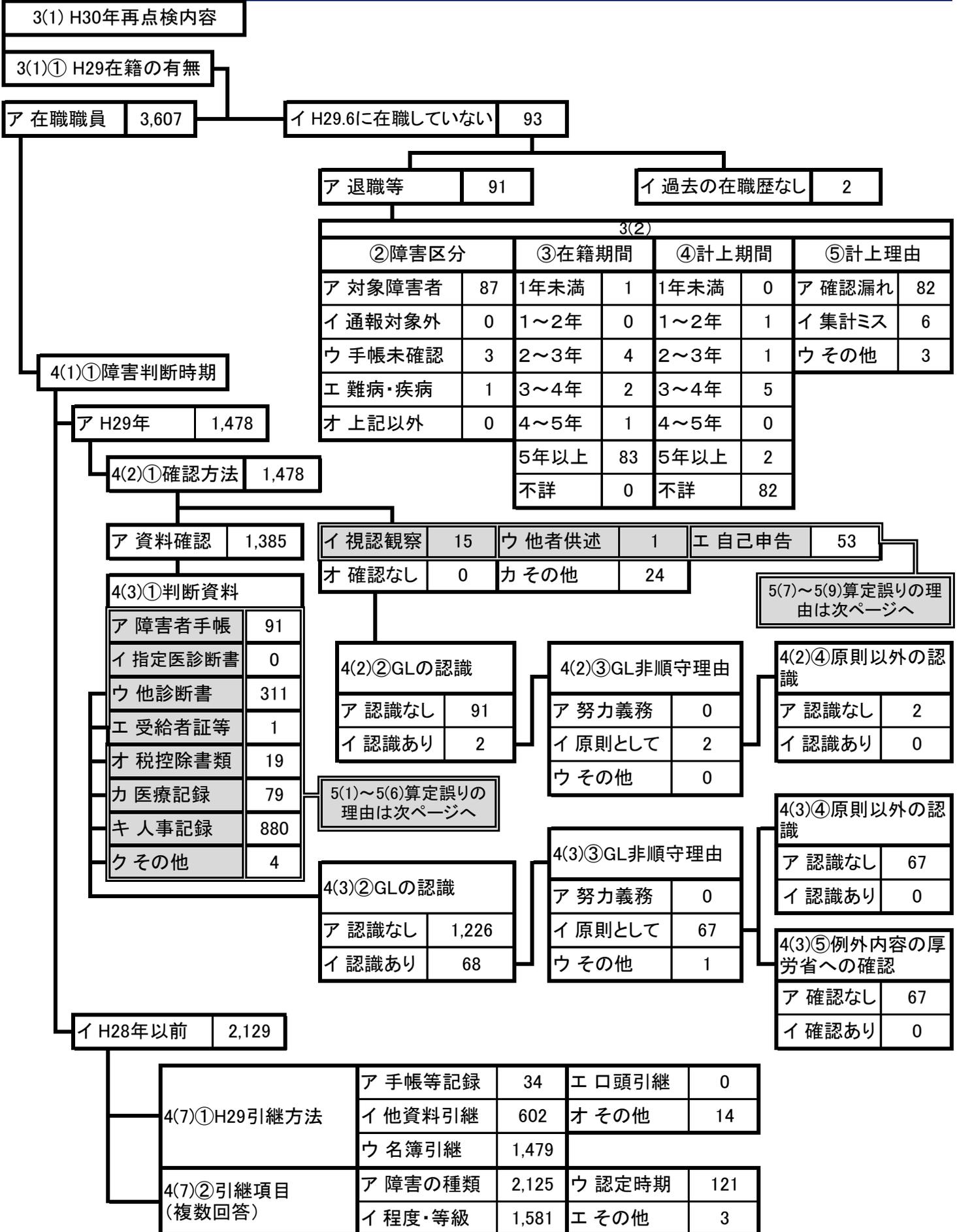
1(3)雇用期間	3,700	ア 無期	3,494	イ 有期(1年未満)	5	ウ 有期(1年以上)	199	エ 在職歴なし	2
----------	-------	------	-------	------------	---	------------	-----	---------	---

1(4)勤務時間	3,700	ア 20時間未満	7	ウ 30時間以上	3,627
		イ 20時間～30時間未満	64	エ 在職歴なし	2

2(1) H29通報時の区分

ア～エ 身体障害者	3,390	2(2) 障害の程度・種類					
オ～ク 知的障害者	2	ア～エ 視覚障害者	827	ケ・コ 音声障害者	24	チ 内部障害者	1,600
ケ～コ 精神障害者	308	オ～ク 聴覚障害者	349	サ～タ 肢体障害者	590	ツ 整理なし	0
合計	3,700						

個別事案調査票 回答項目 ツリー集計表



3(2)							
②障害区分		③在籍期間		④計上期間		⑤計上理由	
ア 対象障害者	87	1年未満	1	1年未満	0	ア 確認漏れ	82
イ 通報対象外	0	1～2年	0	1～2年	1	イ 集計ミス	6
ウ 手帳未確認	3	2～3年	4	2～3年	1	ウ その他	3
エ 難病・疾病	1	3～4年	2	3～4年	5		
オ 上記以外	0	4～5年	1	4～5年	0		
		5年以上	83	5年以上	2		
		不詳	0	不詳	82		

4(1)①障害判断時期

ア H29年 1,478

4(2)①確認方法 1,478

ア 資料確認 1,385

4(3)①判断資料	
ア 障害者手帳	91
イ 指定医診断書	0
ウ 他診断書	311
エ 受給者証等	1
オ 税控除書類	19
カ 医療記録	79
キ 人事記録	880
ク その他	4

イ 視認観察	15	ウ 他者供述	1	エ 自己申告	53
オ 確認なし	0	カ その他	24		

5(7)～5(9)算定誤りの理由は次ページへ

4(2)②GLの認識	
ア 認識なし	91
イ 認識あり	2

4(2)③GL非順守理由	
ア 努力義務	0
イ 原則として	2
ウ その他	0

4(2)④原則以外の認識	
ア 認識なし	2
イ 認識あり	0

5(1)～5(6)算定誤りの理由は次ページへ

4(3)②GLの認識	
ア 認識なし	1,226
イ 認識あり	68

4(3)③GL非順守理由	
ア 努力義務	0
イ 原則として	67
ウ その他	1

4(3)④原則以外の認識	
ア 認識なし	67
イ 認識あり	0

4(3)⑤例外内容の厚労省への確認	
ア 確認なし	67
イ 確認あり	0

イ H28年以前 2,129

4(7)①H29引継方法	ア 手帳等記録	34	エ 口頭引継	0
	イ 他資料引継	602	オ その他	14
	ウ 名簿引継	1,479		
4(7)②引継項目(複数回答)	ア 障害の種類	2,125	ウ 認定時期	121
	イ 程度・等級	1,581	エ その他	3

個別事案調査票 回答項目 ツリー集計表

5(1)～5(9) 算定誤りが発生した理由(複数回答)

4(3)①判断資料

ア 障害者手帳	91
イ 指定診断書	0

ウ 他診断書	311
--------	-----

エ 受給者証	1
--------	---

5(1) 算定誤りの原因 (複数回答)	
ア 対象区分等の誤り	6
イ 通報対象外の計上	43
ウ 手帳の確認漏れ	2
エ 算定数の偽り計上	0
オ 意図的な偽り計上	0
カ 通報対象外の偽り計上	0
キ ガイドライン違反	26
ク その他	17

5(2) 算定誤りの原因 (複数回答)	
ア 現時点でも該当と認識	29
イ 判断資料の情報	0
ウ 算定数の偽り計上	0
エ 意図的な偽り計上	0
オ 通報対象外の偽り計上	0
カ 障害者範囲の認識誤り	280
キ その他	7

5(3) 算定誤りの原因 (複数回答)	
ア 現時点でも該当と認識	0
イ 判断資料の情報	0
ウ 算定数の偽り計上	0
エ 意図的な偽り計上	0
オ 通報対象外の偽り計上	0
カ 障害者範囲の認識誤り	1
キ その他	0

キ 人事記録	880
ク その他	4

オ 税額控除	19
--------	----

カ 医療記録	79
--------	----

5(4) 算定誤りの原因 (複数回答)	
ア 現時点でも該当と認識	17
イ 判断資料の情報	0
ウ 算定数の偽り計上	0
エ 意図的な偽り計上	0
オ 通報対象外の偽り計上	0
カ 障害者範囲の認識誤り	0
キ その他	3

5(5) 算定誤りの原因 (複数回答)	
ア 現時点でも該当と認識	12
イ 判断資料の情報	1
ウ 算定数の偽り計上	0
エ 意図的な偽り計上	0
オ 通報対象外の偽り計上	0
カ 障害者範囲の認識誤り	65
キ その他	4

5(6) 算定誤りの原因 (複数回答)	
ア 現時点でも該当と認識	55
イ 判断資料の情報	0
ウ 算定数の偽り計上	0
エ 意図的な偽り計上	0
オ 通報対象外の偽り計上	0
カ 障害者範囲の認識誤り	798
キ その他	31

4(2)①確認方法

イ 視認確認	15
--------	----

ウ 他者供述	1
--------	---

エ 自己申告	53
--------	----

5(7) 算定誤りの原因 (複数回答)	
ア 現時点でも該当と認識	5
イ 算定数の偽り計上	0
ウ 意図的な偽り計上	0
エ 通報対象外の偽り計上	0
オ 障害者範囲の認識誤り	10
カ その他	0

5(9) 算定誤りの原因 (複数回答)	
ア 現時点でも該当と認識	1
イ 算定数の偽り計上	0
ウ 意図的な偽り計上	0
エ 通報対象外の偽り計上	0
オ 障害者範囲の認識誤り	0
カ その他	0

5(8) 算定誤りの原因 (複数回答)	
ア 現時点でも該当と認識	1
イ 算定数の偽り計上	0
ウ 意図的な偽り計上	0
エ 通報対象外の偽り計上	0
オ 障害者範囲の認識誤り	50
カ その他	2

個別事案調査票 回答項目 ツリー集計表

3(1)② 平成30年再点検の結果による障害区分等

3(1)① H29在籍の有無

ア 在職職員 3,607

対象障害者に該当していた者
(障害者区分の不適切計上) 22

ア～エ 身体障害者 18 オ～ク 知的障害者 1 ケ～コ 精神障害者 3

障害者であるが通報対象でない職員 123

サ 通報対象外 123

それ以外の者 3,426

シ～セ 手帳の所持が確認できないにもかかわらず該当すると整理されていた者 2,579

ソ 手帳の所持が確認できない者のうち難病を有する者 26

タ 手帳の所持が確認できない者のうち疾病・傷害を有する者 821

その他 36

チ ア～タ以外の在職職員(その他) 36

(別掲)うち、ガイドライン違反に該当していた件数 26

各府省庁人事担当課調査票 集計結果

各府省庁人事担当課調査は、「平成29年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る障害者任免状況通報書」の修正が必要となるに至った背景として、法令・通知や障害者の範囲等に関する認識や、各府省庁内部における周知方法や厚生労働省の対応等について、事実関係を明らかにすることを目的とし、調査を行った。

集計表の表題に記載している【】書きの数字は、集計のもととなった各府省庁人事担当課調査票の項目番号を示している。

1. 問題のある取扱いの認識に関する集計

【1(1)】平成29年通報書の作成体制(複数回答)

	件数
ア 本省(府・庁)人事担当課において、対象障害者であることの判断から職員数の計上、平成29年通報書の作成まで行っていた。	25
イ それぞれの対象障害者である職員の所属部局・課において、対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課に報告した上で、本省(府・庁)人事担当課において当該報告に基づいて平成29年通報書の作成を行っていた。	4
ウ それぞれの対象障害者である職員の所属部局・課を担当する人事担当課や採用区分を担当する人事担当課において、対象障害者であることの判断及び職員数の計上を行い、本省(府・庁)人事担当課に報告した上で、本省(府・庁)人事担当課において当該報告に基づいて平成29年通報書の作成を行っていた。	13
エ その他[自由記述]	1

【1(2)①】平成29年通報書について、対象障害者である職員数を計上する際の問題の所在(複数回答)

	件数
ア 障害者雇用率制度に係る法令の理解	18
イ 対象障害者数の算定方法	7
ウ 障害者の範囲や障害者であることの確認方法	27
エ 対象障害者であることを判断する部局に対する周知方法	8
オ 厚生労働省の各府省庁に対する通報依頼や制度の周知の方法	20
カ 通報内容の点検に係る体制・方法	10
キ その他[自由記述]	6

各府省庁人事担当課調査票 集計結果

**【1(2)③】【1(2)①】の問題点について、そのような取扱いが行われていた時期
(注:確認できる範囲でもっとも近い選択肢を選択)**

	件数
ア 昭和35年(身体障害者雇用促進法の制定時)頃以降	1
イ 昭和51年(民間の雇用率義務化)頃以降	0
ウ 昭和62年(適用対象となる障害者を拡大)頃以降	0
エ 平成9年(知的障害者の雇用義務化等)頃以降	4
オ 平成17年(ガイドライン策定・国の機関について雇用状況公表)頃以降	3
カ 平成20年(短時間労働者への適用拡大)頃以降	2
キ 平成24年(雇用率の引き上げ)頃以降	0
ク 平成25年(精神障害者の雇用義務化・差別禁止等)頃以降	3
ケ 平成29年(雇用率の引き上げ)頃以降	0
コ その他[自由記述]	20

**【1(2)④】本省(府・庁)人事担当課で障害者雇用率を引き上げのために意図的
に行った対応の有無やそのような事例の把握の有無(複数回答)**

	件数
ア 在職していないものを在職していないと知りながら職員として計上した。	0
イ 対象障害者でない職員を対象障害者でないとして知りながら職員として計上した。	0
ウ 除外職員等の通報対象でない職員を対象障害者である職員として計上しつつ職員数の総数には計上しなかった。	0
エ 人事担当者として入手する資料を、対象者に目的を知らせず、又はその同意を得ずに利用して職員数を計上した。	0
オ 障害者手帳の所持を確認する必要があると知りながら、障害者手帳の所持を確認せずに職員数を計上した。	0
カ 把握していない。	22
キ その他[自由記述]	11

各府省庁人事担当課調査票 集計結果

2. 障害者雇用率制度についての認識に関する集計

【2(1)】平成29年通報書の作成時における、本省(府・庁)の人事担当課の担当者の障害者雇用促進法の関係する条文の内容の認識

	件数
ア おおむね承知していた。	13
イ ある程度承知していた。	14
ウ ほとんど知らなかった。	6

【2(2)】本省(府・庁)人事担当課以外で対象障害者であることの判断等を行っていた場合、平成29年通報書の作成時における、障害者雇用促進法の関係する条文の内容の省(府・庁)内への周知の有無

	件数
ア おおむね周知されていた。	5
イ ある程度周知されていた。	7
ウ ほとんど周知されていなかった。	3

各府省庁人事担当課調査票 集計結果

3. 通報の対象となる障害者の範囲の認識に関する集計

【3(1)】 本省(府・庁)人事担当課における平成29年5月通知の通報対象者の対象範囲の認識

	件数
ア すべて認識していた。	14
イ 一定程度認識していた。	18
ウ 認識していなかった。	1

【3(2)①】 平成29年通報書を作成する際、身体障害者手帳の等級によって判断する取扱いの有無

	件数
ア おおむね行われていた。	12
イ 一部の部局では行われていなかった。	6
ウ 行われていなかった。	15

【3(2)②】 平成29年5月通知において、「原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者」とあり、身体障害者手帳の等級によって判断する旨が示されていたが、「原則として」の「原則」の例外に関する認識(複数回答)

	件数
ア 例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい。	11
イ 例外に当たる場合として、都道府県知事の定める医師等による診断書・意見書によって確認することができる。	7
ウ 原則として、身体障害者手帳の等級により判断する必要があるが、例外に当たる場合として、客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい。	12
エ 原則として、身体障害者手帳の等級により判断する必要があるが、例外に当たる場合として、本人の自己申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。)	15
オ その他[自由記述]	5

各府省庁人事担当課調査票 集計結果

4. 障害者の把握・確認ガイドラインについての認識に関する集計

【4(1)】平成29年6月1日現在の在職障害者数の把握に当たって、ガイドラインの参照状況

	件数
ア おおむね参照され、ガイドラインに沿った取扱いが行われていた。	8
イ 一定程度ガイドラインに沿った取扱いが行われていたが、一部ではガイドラインが参照されていなかった。	10
ウ ガイドラインはほとんど参照されていなかった。	15

【4(2)①】一部又はほとんどガイドラインが参照されていなかったと回答した場合、ガイドラインに沿わない取扱いの状況(複数回答)

	件数
ア ガイドラインIの3(1)①において、障害者の範囲は、障害者手帳等によることとされていたが、これらによる確認が行われていなかった。	25
イ 障害者手帳による確認が必要と認識していたが、確認方法として「手帳の原本又は写しにより確認」しなければならないと認識しておらず、障害者手帳の内容についての口頭での申告等で済ませていた。	4
ウ ガイドラインIの3(1)①の脚注4において、身体障害者の確認について、身体障害者手帳によらない方法として、都道府県知事の定める医師等による診断書・意見書によって確認できると示されていたが、これに沿わない方法による確認が行われていた。	10
エ ガイドラインIの3(1)②において、雇用障害者数の算定における特例的な取扱い(重度障害者を2人分、短時間労働者を0.5人分として算定すること等)が示されていたが、これに沿った取扱いが行われていなかった。	5
オ ガイドラインIIの3に示されている障害者手帳の更新や、障害の程度の変化による障害等級の変更を確認していなかった。	11
カ 障害の把握・確認手続で、本人の同意を得ずに情報の取得が行われていた。	15
キ カに掲げるほか、以下の例のようにプライバシーに配慮した情報の取得が行われていなかった。 (例) ・障害の把握・確認手続で、障害者任用状況の通報に用いるという利用目的を明示した上で情報の取得が行われていなかった。 ・企業内診療所における診療の結果や、健康診断の結果など、不適切な根拠を用いて個人を特定した障害者手帳の所持を照会していた。	14
ク その他[自由記述]	2

各府省庁人事担当課調査票 集計結果

【4(2)②】 ガイドラインに沿わない取扱いが行われた理由(複数回答)

	件数
ア 平成29年5月通知においては、「障害者の把握・確認ガイドラインに従い、適正な取扱いに努められたい」とされていたことから、法的な義務ではない。	11
イ 平成29年5月通知において、ガイドラインが添付されておらず、ウェブサイト上で見つからなかった。	11
ウ その他 [自由記述]	17

5. 各府省庁内部における周知方法に関する集計

【5(1)】 対象障害者である職員の所属部局・課で障害の把握・確認していた場合、本省(府・庁)人事担当課から、対象障害者である職員として判断を行う部局に対して、適切な対象障害者の把握・確認方法や対象障害者である職員の算定方法について、周知の状況

	件数
ア それぞれの部局に平成29年5月通知を転送するなどして依頼し、特段の補足的な周知、説明は行っていなかった。	2
イ 平成29年5月通知に基づく依頼とともに、補足的な周知・説明を行った。 (補足的な周知・説明の例) ・説明会の開催 ・マニュアルの作成・配布	0
ウ 人事担当課が積極的に周知・説明を行っていないが、照会のあった部局には随時説明を行った。	2
エ イ及びウ以外で、その他の適切な通報を行うための取組を行った。	0

各府省庁人事担当課調査票 集計結果

6. 厚生労働省の通報依頼や制度の周知等の対応に関する集計

【6(2)①】平成17年以降の、ガイドラインを踏まえた障害者の把握・確認方法の見直しの状況

	件数
ア 平成16年以前より適切な方法で障害者の把握・確認が行われており、見直しの必要はなかった。	3
イ ガイドラインを踏まえて、障害者の把握・確認方法の見直しを行った。	2
ウ ガイドラインは必ずしも従う必要がないと考えており、見直しは行わなかった。	1
エ ガイドラインが存在することを認識していなかった。	2
オ 不明	13
カ その他[自由記述]	12

【6(2)②】【6(2)①】以外の障害者の把握・確認方法の取扱いの変更及び府省庁内への周知の有無

	件数
ア ある	2
イ ない	9
ウ 不明(変更した事実は確認できない。)	22

各府省庁人事担当課調査票 集計結果

【6(2)③】【6(2)①】以外の障害者の把握・確認方法の取扱い及び府省庁内への周知がある場合、見直しを行った時期(注:確認できる範囲でもっとも近い選択肢を選択)

	件数
ア 昭和35年(身体障害者雇用促進法の制定時)頃以降	0
イ 昭和51年(民間の雇用率義務化)頃以降	0
ウ 昭和62年(適用対象となる障害者を拡大)頃以降	0
エ 平成9年(知的障害者の雇用義務化等)頃以降	0
オ 平成17年(ガイドライン策定・国の機関について雇用状況公表)頃以降	0
カ 平成20年(短時間労働者への適用拡大)頃以降	0
キ 平成24年(雇用率の引き上げ)頃以降	0
ク 平成25年(精神障害者の雇用義務化・差別禁止等)頃以降	1
ケ 平成29年(雇用率の引き上げ)頃以降	0
コ その他[自由記述]	1

【6(3)】厚生労働省からの通報依頼や通報に関する疑義照会への対応が適切であったか。

	件数
ア 適切だった。	8
イ 適切ではなかった。	25